

## 協議事項 1

### 鳥取県人権教育基本方針の第1次改訂（案）について

平成23年12月22日  
人権教育課

鳥取県人権教育基本方針第1次改訂案について実施したパブリックコメントや関係団体との意見交換等を踏まえ、改訂案を取りまとめましたので、協議します。

#### 1 人権教育基本方針の改訂

##### (1) 経緯

平成8年7月	鳥取県人権尊重の社会づくり条例制定
平成9年4月	鳥取県人権施策基本方針策定
平成16年3月	鳥取県人権施策基本方針第1次改訂
	平成16年11月 鳥取県人権教育基本方針策定
平成22年11月	鳥取県人権施策基本方針第2次改訂
	平成23年 鳥取県人権教育基本方針第1次改訂（作業中）

##### (2) 改訂作業の経過

平成23年1月	編集委員会(学識経験者等で組織)で改訂素案を検討(～6月)
8月	県議会常任委員会にパブリックコメントの実施予定を報告 定例教育委員会にパブリックコメントの実施予定を報告
9月	パブリックコメント、関係団体との意見交換会を実施(～10月)
	〔改訂素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、各種人権課題 に 関係する団体との意見交換会を開催し、改訂素案への反映を検討した。〕
12月	県議会常任委員会にパブリックコメント実施結果を報告

#### 2 改訂に当たっての基本的な考え方

##### 人権教育の基本的考え方の継承

- ・ 現行の基本方針に掲げた人権教育に関する基本的な考え方を継承する。

##### 鳥取県人権施策基本方針に沿った人権分野への対応

- ・ 鳥取県人権施策基本方針(第2次改訂)に新たに明示された人権問題について、教育を進めていく上での考え方を明示する。

\* 新たに「鳥取県人権施策基本方針」(第2次改訂)に明示された人権問題

・ 刑を終えて出所した人	・ 犯罪被害者等	・ 性的マイノリティ
・ 非正規雇用等による生活困難者	・ インターネット上における人権	

##### 人権教育の指導方法に関する国の視点を反映

- ・ 平成16年度から20年度にかけて、国(文部科学省)が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」の視点を反映させる。

#### 3 今後のスケジュール

平成23年12月	第1次改訂を公表
平成24年1月	管理職研修の実施(第1次改訂内容の周知等)
平成24年4月～	各校人権教育主任研修等の実施(第1次改訂内容の周知等)

鳥取県人権教育基本方針第1次改訂(案)に対するパブリックコメント実施結果について

平成23年12月14日

人権教育課

鳥取県人権教育基本方針第1次改訂(案)について実施したパブリックコメントの概要は、以下のとおりでした。

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 応募期間

平成23年9月15日(木)～10月14日(金)

(2) 周知・募集方法

周知方法：報道関係機関への資料提供、チラシ、ホームページ、新聞広告

募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、県民課・県民局設置の意見募集箱へ投函

(3) 応募意見数 \*( )は応募者数

郵送	ファクシミリ	電子メール	県民課・局へ	その他の方法	計
0(0)	40(4)	66(39)	1(1)	53(5)	160(49)

2 主な意見と対応方針の概要

項目	意見の概要	左の意見への対応方針
全体	「教育基本法」第1条が「教育の目的」として掲げているところの「人格の完成」と、本方針との関係を明確にするべき。	「教育基本法」第1条を踏まえた上で、第2章3「鳥取県の人権教育がめざすもの」の中で次の基本理念を示すことにしています。 ・本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る ・人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する ・多様な人々と豊かにつながり、共に生きる
	人権教育の目的を明示すべき。	「国際社会で培われてきた人権教育の原則について」の中で、人権教育・啓発推進法に定める人権教育の定義(人権尊重の精神の涵養を目的とする教育)に係る記述を追加します。【意見を反映】
	人権はお互いに尊重し合っ てこそそのもの。一方的に誰かを優遇したり、謝り続けるものではない ということを教えるべき。	人権教育・啓発推進法の理念を踏まえ、人権教育の目標として「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる資質・能力を育てること」と明示することにしています。
同和教育で培われてきた原則について	根本的な課題として、以下の点が抜けているのではないか。差別は差別するものがあるからこそ存在するという差別のとらえ、差別をなくすることは人権問題でもあることの気付き、取組の基本に被差別当事者性を欠いてはならないこと。	いずれも重要な観点だと考えており、については、例えば第1章第2節で「一人ひとりのエンパワーメントを重視する人権教育は、人権を侵害される関係に置かれている当事者を『保護し、守り、世話をし、あげる』ことよりも、当事者の発信する声に耳を傾け、共に課題を明らかにし、共に課題の解決を志向することを重視する教育です。」と示すことにしています。

男女共同参画	<p>同和地区出身の女性、在日外国人の女性などマイノリティ女性の置かれている実態を明らかにし、審議会等への参画を確保することによってエンパワーメントを図っていくことの重要性を追加すべき。</p>	<p>国の男女共同参画基本計画の中で示されている「障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があり、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進める必要がある」との内容を追加します。【意見を反映】</p>
障がいのある人の人権	<p>障害者権利条約に盛り込まれている「合理的配慮」の義務、「インクルーシブ教育」の重要性に言及してほしい。これは、障がいのある人に対する差別をなくし、人権を守っていく上で決定的に重要なことであると思います。</p>	<p>「障害者基本法」の改正を踏まえ、障がいを理由とする差別・権利侵害の禁止、社会的障壁の除去に向けた合理的配慮の義務化等が法に規定されたことを追加します。【意見を反映】</p> <p>「インクルーシブ教育」については、内閣府に置かれた「障がい者制度改革推進本部」で話し合いが持たれている段階です。</p>
外国人の人権	<p>植民地支配ありきの記述になっているが、歴史認識としてどうなのか。 (「鳥取県人権施策基本方針 - 第2次改訂 - 」を踏まえ、県内在住の韓国・朝鮮籍の人の多くが、「過去の我が国による植民地支配等、様々な歴史的経緯によって我が国に定住するようになった」と記述していることに対するご意見)</p>	<p>歴史学習においては、歴史的思考力(諸事象を実証的な考察によって捉えようとする～「高等学校学習指導要領 地理歴史編」～)の育成につながるよう学習を展開することが大切だと考えています。</p> <p>また、「植民地支配」という表現については、「中学校学習指導要領解説 社会編」が「韓国の植民地化などを扱う」等と示しているのを踏まえ、使用しているものです。</p>
性的マイノリティの人権	<p>性的マイノリティを公平に見られる専門家・指導者は数少ないと思われる。本当の意味でマイノリティの人権を保護する様に教育をしてもらいたい。</p>	<p>性的マイノリティをめぐる現状を踏まえ、特に学校教育においては、児童生徒や保護者の不安や悩みをしっかりと受け止めながらきめ細やかに対応すること、学級担任・管理職・養護教諭・スクールカウンセラー等がそれぞれの立場から協力して対応すること、必要に応じて関係医療機関等と連携することが重要である、と示すことにしています。</p>
非正規雇用等による生活困難者の人権	<p>非正規労働者や生活困難者に対する差別、偏見があることに言及する必要がある。学校教育・社会教育ともに、こうした差別や偏見を払拭するために取り組む必要性がある。</p>	<p>生活困難に直面している人の現状を踏まえ、「様々にある偏見や差別が、非正規雇用等による生活困難者の人権に関する問題にどのように影響しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。」との内容を追加します。【意見を反映】</p>
インターネットにおける人権	<p>インターネットの危険な側面だけでなく、優れたコミュニケーションの場という面も教えるべき。</p>	<p>御指摘の点も含め、「情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成することが重要です。」と示すことにしています。</p>

## 人権教育基本方針第1次改訂(案) 構成図

### 第1章 人権教育をめぐる動き

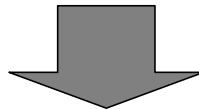
【同和教育で培われてきた原則】

同和教育が築いてきたもの

差別の現実から深く学ぶ

【国際社会で培われてきた原則】

人権はすべての人が持つ具体的な権利  
自分の権利に気づく、正しく理解すること  
具体的な問題を基礎にすえること  
行動(解決)を志向すること  
エンパワーメント、「参加型」学習の重視 等



←----- 【人権救済と人権教育のかかわり】

人権尊重の社会づくり相談  
ネットワークとの連携

### 第2章 鳥取県がめざす人権教育

豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成

#### 人権教育の推進

#### 第3章 人権教育の推進者の育成

あらゆる場を通じた人権教育の推進  
推進者の育成(学校、家庭、地域、職場)

#### 第4章 人権教育における評価

人権教育における評価の在り方  
(推進体制、実践内容等)

#### 様々な人権問題への取組

#### 第5章 各人権問題に関わる教育の推進指針

第1節 同和教育	第8節 ⑧ 刑を終えて出所した人の人権に関する教育
第2節 男女共同参画に関する教育	第9節 ⑨ 犯罪被害者等の人権に関する教育
第3節 障がいのある人の人権に関する教育	第10節 ⑩ 性的マイノリティの人権に関する教育
第4節 子どもの人権に関する教育	第11節 ⑪ 非正規雇用等による生活困難者の人権に関する教育
第5節 高齢者の人権に関する教育	第12節 プライバシーの権利に関する教育
第6節 外国人の人権に関する教育	第13節 ⑬ インターネットにおける人権に関する教育
第7節 病気にかかわる人の人権に関する教育	

鳥取県人権教育基本方針 - 第1次改訂 - (案)に対する主な意見及び対応方針		反映した(一部のみ)反映したものを(含む) 既に盛り込み済み 今後の検討課題 対応困難 その他(基本方針と関係ないこと)
No.	(該当箇所)	(対応方針)
1	全体 [意見]いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください 「教育基本法」第1条が「教育の目的」として掲げているところの「人格の完成」と、本方針との関係を明確にするよう希望する。	「教育基本法」第1条(教育の目的)を踏まえた上で、鳥取県の人権教育がめざすものとして、第2章で次の基本理念を示しています。 本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る 人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する 多様な人々と豊かにつながり、共に生きる
2	道徳教育を根幹にすえた人権教育であることを明記するよう希望する。	第2章で「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育」であると示しています。「学習指導要領」では、道徳教育の目標として、「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと」と定めており、これは人権教育を通じて育成する資質・能力の重要な構成要素と考えています。
3	全体を見て、何が何でも人権人権というより、物事をきちんと論理的に正しくとらえる教育を行えば、無知からくる中傷などもおきないだろうし、些細なことでも傷つけられたと言いつつ人も減るのでは。ゆがんだ人権教育で、新たな差別を開発推進することのないよう、明るくほがらかな子供たちが育つよう、お願いします。	御指摘の点も含め、第3章第2節「1 学校」を以下のように修正します。 「...さわめて重要な意味を持ちます。個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、教育活動の重要な要素であり、また、児童生徒の安心感や自尊感情を育むことにもなります。」 なお、第2章では「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育」と示しています。
4	いわゆるマイノリティと言われる人たちは、各種団体に属しており、特に何にも属していない個人に対して、圧倒的に弱者です。弱者を守るという趣旨であるならば、既に既存団体をもっているような方たちはあえて想定せず、社会の中で孤立しがちな個人をどう救済するか、という問題こそ重視すべきです。 この孤立した個人が、いわゆるマイノリティに属する人々と何らかの点で衝突した場合、実際には個人が敗北するケースが圧倒的に多いというのは、行政や政治に携わっている人なら、当然知っている現実ではないでしょうか。	御指摘の点も含め第1章第2節「5 エンパワメントの重視」で以下のように示しています。 「一人ひとりのエンパワメントを重視する人権教育は、人権を侵害される関係に置かれていない当事者を『保護し、守り、世話をしあける』ことによりも、当事者の発信する声に耳を傾け、共に課題を明らかにし、共に課題の解決を志向することを重視する教育です。」
5	人権はお互いに尊重し合ってこそそのもの。一方的に誰かを優遇したり、謝りつづけるものではないということをはっきりと伝えてあげてください。	御指摘の点も含め第1章第3節以下のように示しています。 「人権教育の目標は、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる資質・能力を育てることにあります。」

鳥取県人権教育基本方針 - 第1次改訂 - (案)に対する主な意見及び対応方針		反映した(一部のみ)反映したものを(含む) 既に盛り込み済み 今後の検討課題 対応困難 その他(基本方針と関係ないこと)
No.	(該当箇所)	(対応方針)
6	<p>【意見】いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください</p> <p>改訂の基本的な考え方、人権教育の基本的考え方の継承、鳥取県人権施策基本方針に沿った人権分野への対応、人権教育の指導方法に関する国の視点を反映はいずれも大切である。のうち、「学習者に育てたい資質・能力の明確化」については、各市町村の担当者に一任してはどうか。</p>	<p>県と市町村が連携しながら、各学校・地域の実態に応じ、ねらいを明確にし、多角的な視点から評価・改善に取り組むことが大切であると考えています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
7	<p>学校教育や社会教育において、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」及びそれに基づく計画・基本方針の学習、研修を行っていくことの必要性を強調することが必要。</p>	<p>第2章3で示した「鳥取県の人権教育がめざすもの」の一つ、「人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する」は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第4条(県内に暮らすすべての者の責務)に基づき設定したものであり、今後その周知に努めたいと考えているところです。</p>
8	<p>第1章第1節 同和教育で 培われてきた 原則について</p> <p>「人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場」とは何を意味するかわからない。すべての県民が社会づくりの担い手であるはず。以下のように提案したい。 「このように部落差別とのかかわりを通して、すべての児童生徒に対し、差別をなくする立場に立つことと、人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を深める取組を進めてきました。」</p>	<p>「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第4条(県内に暮らすすべての者の責務)では、「県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならぬ」と示しています。また「中学校学習指導要領解説 道徳編」は「指導に当たっては、自己中心的考えから脱却して、公のことで自分とのかかわりや社会の中における自分の立場に目を向け、社会をよりよくしていくこととすすめ、気持ちを大切にすることを示しています。これらを踏まえ、「人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場」と示したものです。</p>
9	<p>同和教育で培ったものうち、根本的な課題として、以下の点が抜けている。 差別は差別するものがあるからこそ存在するという差別のとらえが抜けている、差別をなくすることは人権問題でもあることの気が付き、取組の基本に被差別当事者性を欠いてはならないこと。</p>	<p>御指摘の点も含め、については、例えば第5章第1節4(1)「学校教育」において「様々にある差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考えることが大切である」と示し、同和問題は、第1章第1節1「同和問題」として自己実現を図る取組が重ねられてきた。と示し、「一ひとりのエンパワメントを重視する人権教育は、人権を侵害される関係に置かれていない当事者を『保護し、守り、世話をしなくてはならない。』と示す。」「解決を志向することを重視する教育です。」と示すなどしていま</p>

鳥取県人権教育基本方針 - 第1次改訂 - (案)に対する主な意見及び対応方針		反映した(一部のみ)反映したものを含む) 既に盛り込み済み 今後の検討課題 対応困難 その他(基本方針と関係ないこと)
No.	(該当箇所)	(対応方針)
10	第1章第2節 国際社会で 培われてきた 人権教育の原 則について	第1章第2節の冒頭を以下のように修正します。 「国連では、平成6(1994)年の総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする国連決議が採択され、世界の国々に対して人権教育の積極的な推進と国連行動計画の策定が要請されました。『人権教育のための国連10年』の終了の際には、『人権教育のための世界計画』が改めて設けられ、期間を短くすると同時に評価軸を明確に示して取り組むこととされました。その計画の第1段階(2005～2009年)では、初等中等教育に焦点を絞って人権教育の推進を図る取組が進められました。平成22(2010)年1月以降は第2段階として、高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重点を置き、平成26(2014)年末まで取組が展開されることとなりました。」
11	人権教育の目的を入れるべきなので、以下を追加することを提案したい。 「人権教育の目的は、具体的な問題を解決することにあります。」	第1章第2節冒頭に人権教育の定義(人権尊重の精神の涵養を目的とする教育)に係る記述を追加します。
12	人権教育の目標は資質・能力の育成ではなく問題解決を図ることなので、以下を追加することを提案したい。 「問題解決に向けた教育の創造が求められています。」	国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ」は人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さ」ともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようすること」、「人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的側面、態度的側面及び技能的側面の3つの側面として捉えることができる」と示しています。本方針も同じ考え方に基づき作成しています。
13	「人権擁護法案」「人権侵害救済法案」のような思想・表現の自由を競るにす(司法・行政が介入し強制的に言論統制する)考えには反対です。言論の自由に伴う対話の責任に基づき、当事者間の対話の手助けこそが重要と考えます。	本県における人権救済の施策については、様々な検討を重ねた結果、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」で様々な人権相談に総合的に対応し、各種専門家や支援、関係機関の連携強化及び相互の理解と自主的な取組によって解決を促進することとし、人権尊重の社会づくりの一層の推進に取り組んでいくこととする。本県教育委員会としても、この取組と連携しながら個々の相談に適切に対応することともに、具体的な人権侵害の実態の把握に努め、取組の充実に努めることとしていきます。
14	地域の中心である隣保館の重要性が明確になっていない。	第2章の「人権問題に取り組む関係諸機関・諸団体等との緊密な連携に努めます。」及び第3章第2節の「県の組織と、国及び県内各市町村が設置している人権尊重の社会づくりの中核的組織や相談窓口が連携・協働することが大切です。」との記述の中に隣保館(自治体によって名称は異なります)も含まれます。

鳥取県人権教育基本方針 - 第1次改訂 - (案)に対する主な意見及び対応方針		反映した(一部のみ)反映したものを(含む) 既に盛り込み済み 今後の検討課題 対応困難 その他(基本方針と関係ないこと)
No.	(該当箇所)	(対応方針)
15	<p>(意見)いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください</p> <p>「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」とは何でしょうか。「差別の解消」は、個人の問題であると同時に、社会の課題ではないのでしょうか。説明が曖昧です。</p>	<p>第2章「2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」で「そこで重要となるのが、国際社会で培われてきた人権教育の原則 - 普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ - に立脚することです。つまり、国連を中心となつて作成した人権関係諸条約を学ぶことなどを通じて、国際社会で普遍性を認められた『人権』という物差しを獲得し、それを基準として自らの経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするアプローチを重視するということです。</p> <p>併せて、具体的な問題の解決を志向する中で、『人権は真に普遍的たり得ているか』と問い返し続けることが重要となります。つまり、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチによる教育は、普遍性への指向を有することによつて、はじめて人権教育に体系的に位置づけることができるということです。」と示してまいります。</p>
16	<p>現実をとらえる為、「差別や人権侵害を見抜き、人権の確立された社会をめざす」との記述が必要。</p>	<p>第2章「2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」で「国際社会で普遍性を認められた『人権』という物差しを獲得し、それを基準として自らの経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするアプローチを重視する」と示してまいります。</p>
17	<p>学校教育や社会教育関係者などの世代交代が必要になっている。例のため、経験の継承のための特別な工夫が必要になっている。例えば、新任の若手の人材に対する特別の研修の機会の提供や退職者の再任用による人材の活用、これまでの実践のとりまとめ等が考えられる。</p>	<p>学校教育については「1 学校」で「教育委員会及び学校は、教職員開業等の機会を充実させ、内容を充実させ、計画的・体系的に教職員に求められる資質・能力の育成に努める必要が有ります。」と示してまいります。社会教育については「3 地域」で「教育委員会をはじめ各行政機関が、市町村の人権教育推進員をはじめ、人権教育推進協議会等役員、公民館職員、自治会役員等、地域に根ざした推進者の確保と育成に努めることが必要です。」と示してまいります。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
18	<p>市町村の実態を把握しているのか。不信感を覚える自治体がある。</p>	<p>学校教育・社会教育とも市町村立学校・市町村に対する調査を毎年実施して実態把握に努めると共に、「市町村人権教育・啓発行政担当者会」「県内四市人権行政担当者連絡会議」等の機会を定期的に設けるなどして、市町村との連携に努めているところです。具体的問題については該当市町村に直接お問い合わせください。</p>
19	<p>「国及び県内各市町村が設置している人権尊重の社会づくりの中核的組織」とは何か。</p>	<p>そもそも行政は人権保障のためにあるものですが、ここでいう「中核的組織」とは、その中でも人権教育・啓発に深く関わる法務局、労働局、公民館、隣保館、人権文化センター等を指します。</p>



鳥取県人権教育基本方針 - 第1次改訂 - (案)に対する主な意見及び対応方針		反映した(一部のみ)反映したものを(含む) 既に盛り込み済み 今後の検討課題 対応困難 その他(基本方針と関係ないこと)
No.	(該当箇所)	(対応方針)
20	<p>【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)</p> <p>「各種NPO等の関係民間団体と連携・協働することが大切で、」とはどのような団体でしょうか。現在活動している団体名を具体的に記載してほしいです。</p>	<p>第3章第2節で、公益性の高い関係団体として「公益社団法人鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会、公益財団法人鳥取県国際交流財団」を例示した上で、「人権侵害の相談を日常的に受けている機関、各種NPO等の関係民間団体と連携・協働することが大切で、」と示しています。</p>
21	<p>「連携・協働に当たっては、政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら取り組む必要があります。」の記載は不明確です。政治・社会運動をどのような位置づけで記載されているのか。またどのような運動団体を意識されているのか。「明確に区別し」は誰が判断されるのか。</p>	<p>国が策定した「人権教育・啓発基本計画」は「人権教育・啓発を担う行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければなりません。」と示しています。本方針も同じ考え方に基づいて作成しています。また、「明確に区別し」については、人権教育の実施主体において判断するものです。</p>
22	<p>「教職員は、…教育活動や日常生活面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人ひとりを大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見直さず必要があれば、」とあるが、何を指標としてどのような視点で点検するのか。</p>	<p>第4章第2節で「第三者評価、学校関係者評価制度等を活用し、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域が連携しながら、自校の人権教育の評価にかかわる体制を整備していくことが大切になります。」と示し、併せて教職員による評価の観点を例示しています。</p>
23	<p>「家庭はすべての教育の出発点…」という表現は不適切である。また、子どものみが対象となっていない感じがするので、以下のように変更することを提案したい。</p> <p>「家庭は人間形成に大きな役割を果たす場であり…」</p>	<p>「教育基本法」第10条は「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と示しています。また、「人権教育・啓発基本計画」は「すべての教育の出発点である家庭教育」と示しています。本方針はこれらと同じ考え方に基づき作成しています。</p>
24	<p>公務員の中での人権研修は、極めて重要な意義を持っているため、独立の項目にされたい。</p>	<p>「人権施策基本方針 - 第2次改訂 - 」は「公務員に対する人権教育・啓発」を独立した項目とし、一般行政公務員、教育公務員、警察職員、消防職員、医療・保健関係公務員及び福祉関係公務員に細分して記述しておりますが、本方針では、教育委員会所管の取組に重点をおいて記述をするという観点から、教育公務員について「1 学校」で詳しく記述し、 については「4 職場」で一括して記述することとして記述しているものです。</p>

鳥取県人権教育基本方針 - 第1次改訂 - (案)に対する主な意見及び対応方針		反映した(一部のみ)反映したものを(含む) 既に盛り込み済み 今後の検討課題 対応困難 その他(基本方針と関係ないこと)	
No.	(該当箇所)	(対応方針)	
25	第4章 人権教育に おける評価	【意見】いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください 現行方針P15の「(2)モニター(監視・評価)機関の設置」の項がごっそり削除された。その復活、またはそれに代わる同様の機関を設置すること。	第1節で「推進者による評価だけでなく、学習者の自己評価や、市民による外部評価を取り入れるなど、多角的な視点から評価するよう努めることが大切です。」と示しています。「モニター機関の設置」はその一つの手法であり、それを採用するかどうかは、評価を実施する主体において判断するものと考えています。なお、本県教育委員会自身の評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条に基づき「鳥取県教育振興基本計画」に係る評価を取り入れて公表するとともに、所属ごとの政策達成度を評価するための「行程表」を策定・公表していただきます。さらに、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会でご意見をいただくなど、多角的な視点から評価するよう努めているところです。
26	第5章 各人権問題 にかかわる教 育の推進	拉致被害についての記述が見当たらなかった。	第1章第2節以下を追加します。 「平成14(2002)年には『人権教育・啓発に関する基本計画』が閣議決定され、取組を推進する人権問題として、女性、子ども、高齢者等、12の人権問題の類型が例示されました。*さらに…」 「*平成23(2011)年に一部改正され、『北朝鮮当局による拉致問題等』が個別的人権問題として追加されました。」
27	第5章第1節 同和教育	同和地区に依然結婚差別があるとのことですが、わざわざ同和部落ですと名乗ってややこしくしていることでもあるのでは? 最近の若者は同和になりたくないなどという人まです。まず、差別感情は消えているでしょう。	結婚差別については「平成17年度同和地区実態把握等調査」等の結果を踏まえ、「3 同和問題に関する課題について」で「近年、同和地区と同和地区外の人の結婚は、婚姻率は高まってきてはいるものの、そこに差別が内在していたり、また、結婚後も家族や親戚との付き合いができないなどの状況が見受けられます」と示しています。
28		社会教育での取組を部落(同和地区)と隣接地域を含む小学校区域、または中学校区域を人権が尊重されたまちにしていくための取組と結合していくことの指摘を盛り込んではどうか。	御指摘の点も含め、第3章第2節「3 地域」で、「教育委員会をはじめ各行政機関が、人権尊重の理念についての正しい理解を図り、様々な人権や人権問題に対する理解と認識を深め、人権尊重の精神に立った地域づくりをめざし、住民が主体的に取り組むことができる学習機会の設定と情報提供の充実を図り、推進体制を確立する必要があります。」と示しています。
29		同和人権について子どもたちにも教え、そのようなものに汚染されないようにしっかりと大人に育つようにしてほしい。「差別はもうかき、なんて言っている人が実際にいるのです。「差別差別!」と叫び、相手からお金と信用をうばいさる人たちにくいものにされる行政はもう過去のものです。ごね得は差別です。	御指摘の点も含め、「(1)学校教育」で「児童生徒の実態を適切に把握し、発達段階を踏まえながら、同和問題学習の内容や指導方法の工夫改善、及び児童生徒の仲間づくりを引き続き取り組むことが必要です。」と示し、第2章で「教育の主体性を維持し、教育活動と政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら人権教育の取組を充実していきます。」と示しています。

鳥取県人権教育基本方針 - 第1次改訂 - (案)に対する主な意見及び対応方針	
No.	(該当箇所)
30	<p>第5章第2節 男女共同参画に関する教育</p> <p>【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)</p> <p>各自自治体で女性の問題に偏った施策が多く見られるが、男女共同参画の観点から自殺者の多くを男性が占める問題にも取り組むべき。</p>
31	<p>「『暴力表現』は人権侵害である」と主張する人達がいいますが、『暴力表現』がなぜ人権侵害なのですか？「売買春等の人権侵害や、性の商品化・暴力表現は人権侵害」と言う思想は、完全に間違っていると断言できます。「人権侵害となる行為」についてあつたか「共通の判断基準の合意」、があり得るかのような思想は排除してください。「人権問題に及ぼす影響への配慮」と「無配慮」とを判別する基準をコンテンツ制作者以外の政府や第三者が策定し、国民に半ば強制するというようなことは、民主主義国家が絶対必要とし、日本国憲法第21条、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。を真っ向から否定する行為です。</p>
32	<p>第5章第3節 障がいのある人の人権に関する教育</p> <p>障害者権利条約に盛り込まれている「合理的配慮」の義務、「インクルーシブ教育」の重要性に言及してほしい。これは、障がいのある人に対する差別をなくし、人権を守っていく上で決定的に重要なことであると思います。</p> <p>国は障害者権利条約批准に向けて障害者基本法を改正した。国際的な流れはインクルーシブの考え方。こうした動きがあること、将来的に変化に際しては、これを記述してはどうか。</p>
33	<p>第5章第4節 子どもの人権に関する教育</p> <p>規則でガチガチに縛り上げる『管理教育』を『完全に』やめればいいのです。今の子供達は健全育成条例や校則で受刑囚よりも自由が無い状態です。しかも夜は遅くまで塾通い・・・こんな高ストレス状態じゃまともな精神状態でいられるわけが無いですよ。</p>

<p>反映した(一部のみ反映したものを含む) 既に盛り込み済み 今後の検討課題 対応困難 その他(基本方針と関係ないこと)</p> <p>【対応方針】</p>	<p>御指摘の点も含め、「2 当事者自身の権利について」「社会的な性に関する問題は女性だけの問題ではなく、男性も含めたすべての国民に関わる問題である」と示しています。</p> <p>国の第3次男女共同参画基本計画は、「女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメデアリアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。」としています。また、「女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」とし、施策の基本的方向の1つに「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」を挙げています。本方針はこれを踏まえ、「過度に性を誇張した表現のポスターや各種PR等は徐々に減少してきましたが、売買春等、性の商品化は社会に存在しています。さらに、ストーカーや性暴力等、人権を軽視し侵害する行為があり、女性が被害者となる事例が多い状況にあります。」と示しています。</p> <p>「合理的配慮」の義務については、以下のように修正します。 「国内では、昭和45(1970)年に制定された『心身障害対策基本法』において社会政策的な取組の重要性が示されました。この法律は、平成5(1993)年に『障害者基本法』に改正(平成16(2004)年、平成23(2011)年に一部改正)され、障がいを理由とする差別・権利侵害の禁止、社会的障壁の除去に向けた合理的な配慮の義務化等が規定されました。平成14(2002)年の新たな『障害者基本計画』において...」</p> <p>「インクルーシブ教育」については、内閣府に置かれた「障がい者制度改革推進本部」で話し合いが持たれている段階です。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p> <p>御指摘の点も含め4(1)「ア 子どもの人権に関する学習」で「自分の人権を守り、他人の人権を守るための実践行動につなげるために、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識や、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるコミュニケーション技能、自他の価値を尊重しようとする態度等の資質・能力を育成することが大切です。」と示しています。</p>
---	---

鳥取県人権教育基本方針 - 第1次改訂 - (案)に対する主な意見及び対応方針		反映した(一部のみ)反映したものを含む) 既に盛り込み済み 今後の検討課題 対応困難 その他(基本方針と関係ないこと)
No.	(該当箇所)	(対応方針)
34	<p>植民地支配ありきの記述となく、日韓併合はいまの会社同士の合併のようなものだったという史実は無視ですか。日本並かそれ以上のインフラ整備をし、教育を施し、身分制度を廃止させた日本の功績について、わたしは学校で習った覚えがあります。韓国人も、知らないそうです。お互いに、歴史の一番大事な部分を知らずに、感情のもつれを抱え続けていくのは異常なことだと思います。日本の子供たちに、延々と罪悪感を植え付けていくのは虐待ではないですか。</p>	<p>歴史学習においては、歴史的思考力(諸事象を実証的な考察によって捉えよ)と「高等学校学習指導要領 地理歴史編」の育成に「植民地支配」という表現は「中等学校学習指導要領解説 社会編」が「韓国の植民地化などを扱う」と示し、「高等学校学習指導要領解説 地理歴史編」が「日清・日露戦争を通じて国際的地位を高めた我が国は、軍備拡張を進めながら韓国併合や満州(現在の中国東北地方)への勢力の拡張などを通じて植民地支配を進めていくが、このことが中国やアメリカとの関係にどのような変化を生じさせたかについて考察させる」等と示しているのを踏まえ、使用しているものです。</p>
35	<p>鳥取県は人権にかこつけて外国人参政権を押し進めたいのですか。</p>	<p>平成22年3月の本県議会で議決された意見書で、「…国民の幅広い議論を喚起しつつ、結論を急がず慎重に議論を重ねるとともに、…」と示され、「鳥取県人権施策基本方針 - 第2次改訂 - 」で、「この外国人参政権については、平成7年の最高裁判決において、一定の外国人に地方選挙権を付与することに関して立法裁量を認める判断が示されたところですが、その後も、国会において様々な議論がなされています。(略)今後、日本でも国全体の問題として、国民理解を得るための多角的な議論を踏まえ記述されています。」と示されています。</p>
36	<p>通名は差別を助長する。知り合いにも本名でちゃんとやっている人間は多い。犯罪報道で、通名にありがちな名前が出ると、いつもつらそう。通名は、まじめに本名で生きている人間を苦しめる。</p>	<p>「様々な偏見や差別により、外国人自身が本名を名のりにくい状況や自分のルーツを否定的に捉える状況」があることから「様々な偏見や差別が、外国人の人権に関する問題にどのように影響しているかを考えながら、差別的ない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。」と示したものです。</p>
37	<p>「(1)学校教育」の「ア 国際理解教育の推進」の項について、「国際理解教育」という文言・表現を用いているが、ここを「国際理解教育・多文化共生教育」とすること。「理解」だけでは不十分であると、他の箇所でも繰り返し述べられている。行動化を表す文言としては「多文化共生教育」というほうがより適切であろう。</p>	<p>本県では国際理解教育指導資料などで「国際理解教育のめざすもの」として次の3点を掲げ、互いの文化や生き方を尊重する実践行動に結びつく態度の育成をめざしています。          「基本的人権の尊重」自分と異なる生き方や考え方を他の者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育てる。          「自国及び他国文化の理解」我が国の伝統と文化を理解し、それらを大切にすることができ、能力や態度を育てるとともに、外国の生活や文化に関心をもち、理解し、それらを尊重することのできる能力や態度を育てる。          「コミュニケーション能力の育成」自分の考えをもってはっきりと表現し、互いに意思を通い合わせることのできる能力や態度を育てる。</p>

鳥取県人権教育基本方針 - 第1次改訂 - (案)に対する主な意見及び対応方針		反映した(一部のみ)反映したものを(含む) 既に盛り込み済み 今後の検討課題 対応困難 その他(基本方針と関係ないこと)
No.	(該当箇所)	(対応方針)
38	第5章第8節 刑を終えて出所した人の人権に関する教育 宮城県で導入議論されている前科者へのGPS監視制度には反対です。二重刑になる上に、実施国では更正や社会復帰の妨げとなるだけでなく、自警団を名乗る団体によるまったたく別人への私刑などが起り、失敗との評価を受けています。	刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた取組については、「保護観察所等の国の機関によるものをはじめ、保護司や各種民間ボランティア、雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって様々な支援が行われています。」と示しています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
39	第5章第9節 犯罪被害者に関する教育 犯罪被害者は本名が公開されるが、犯罪者は公開されないことがあります。犯罪者も本名が公表されるべきです。	御指摘の点も含め第9節「2(1)学校教育」で「犯罪被害者等の人権について学習する際には、刑事手続きへの参加の在り方、マスメディアの取材や報道の在り方等に關する学習の中に適切に位置づけることが大切です。」と示しています。
40	「刑を終えて出所した人の人権に関する教育」の節が「犯罪被害者等の人権に関する教育」の前にあります。これは、犯罪被害者の人権が犯罪者の人権より下にあるという意識からでしょうか。	本方針は「鳥取県人権施策基本方針 - 第2次改訂 - 」に基づき策定するものであり、該当の章は「鳥取県人権施策基本方針 - 第2次改訂 - 」に対応するよう節を構成しているものであり、人間や人権の序列を表すものではありません。
41	第5章第10節 性的マイノリティの人権に関する教育 性的マイノリティ=LGBTと単純に考えてる人は多いが「性」は多種多様です。性的嗜好は生半可な知識ではとても分析しきれないものではないと思います。大抵はおかしなバイアスが掛かるので、公平に見られる専門家は数少ないと思います。本当の意味でマイノリティの人権を保護する様に教育してもらいたいですね。	御指摘の点も含め、「2 人権を保障するために」で「児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める、児童生徒の立場に立って、個別の事案に応じてきめ細やかに対応することが必要です。学級担任や管理職をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラーなど、教職員等がそれぞれその立場から協力して対応すること、また、必要に応じて関係医療機関等と連携することが重要で、その際、保護者の意向に配慮しつつ、児童生徒の実情を把握し、その心情に十分配慮して対応することが大切です。」と示しています。
42	純潔教育は絶対に行わないでください。これをやったらイギリスでは間違った性知識が蔓延し、アフリカの難民キャンプでは強姦が増えました。アメリカに到っては、純潔主義団体が政府機関に入り込み、学校で子供達にこんなとんでもない嘘を吹聴しています。このように百害あって一利ない、人が生まれつき持つ『性』を、ひいては生物としての『人』と一言う存在を忌み嫌わせる純潔教育は絶対に取り入れないでください。	第5章第10節「2(1)学校教育」で、「性教育を通じて、人間の性を人格の基本的な部分として総合的にとらえ、科学的認識を深めるとともに、生命尊重、人間尊重の精神に基づき、多様な性の在り方について、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身につけ、望ましい行動がとれるようにすることが重要で、その心身に十分配慮して対応することが大切です。」と示しています。
43	第5章第11節 非正規雇用生活困窮者の人権に関する教育 昨今、就職困難な社会情勢にも関わらず、問題を若者に求める論調が目立つ。特に酷いのは低賃金で重労働を課せられながら納税を行って非正規雇用者を「フリーター」と蔑む風潮。バブル期に若者時代を謳歌した人達と現代の「フリーター」はまったく境遇が異なる。これは若者よりも中高年に啓発すべき問題である。	「2 人権を保障するために」以下を追加します。 「...経済に関する課題を解決しようとする態度を育成することが大切です。併せて、様々な問題にどのように関与しているかふりかえりながら、差別の人権に関する問題にどのように関与しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。」

鳥取県人権教育基本方針 - 第1次改訂 - (案)に対する主な意見及び対応方針		反映した(一部のみ)反映したものを(含む) 既に盛り込み済み 今後の検討課題 対応困難 その他(基本方針と関係ないこと)
No.	(該当箇所)	(対応方針)
44	第5章第13節 インターネットにおける人権に関する教育	御指摘の点も含め、「(1)学校教育」で「学校教育においては、児童生徒一人ひとりに、情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成することが重要です。」と示すと共に、「(2)社会教育」で「プライバシーの権利について理解することはもとより、インターネットの特性とその影響を具体的に事例等も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法等について理解を深めることが重要です。」と示しています。
45	フィリタリングは事実上、検閲であり、知る権利を侵害する言論統制行為であるため導入運用は極めて慎重に行うべき。フィリタリングは保護者の管理責任と選択制に留めるべきであり、家庭教育への行政介入になってはいけません。	御指摘の点も含め、「鳥取県においては、平成21(2009)年に『鳥取県青少年健全育成条例』を一部改正し、インターネット上の有害情報への対応を強化しました。鳥取県教育委員会では、メディアの送り手を含めた関係団体等で組織する協議会及びNPO法人等と連携し、研究集会や草の根的な学習会を実施し、地域や保護者の啓発に取り組んできました。」と示しています。
46	児童ポルノを有害情報として扱おうとする地方が散見されるが、それは、被害児童自身を「有害情報」と見なす事と同じである。児童ポルノ撲滅の際には「制作過程と流通過程」の取り締まりに留めてほしい。	第5章第4節「3(5)児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等」で、児童ポルノを子どもの人権が保障されていない状況の一つとして示すと共に、第5章第13節「1 現状と課題」で、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に基づき、「…児童ポルノ(児童がポルノグラフィの被写体とするもの)の流通による性的児童虐待等が発生しています。」と示しています。
47	「誹謗・中傷」については、相手が政治家や大企業の社長と聞いた公人や、国民の安全にかかわるものなるともかく、私人の些細な悪事や認識不足を徹底的に叩きのめすのはやりすぎだとは思いますが、だからといって条例や「業界の自主規制」でやめさせることには反対です。「表現の制限・禁止」は、必ず「ネット上の工作員」のように暴走するものです。「表現」を規制するのではなく、「些細なこと」で暴走する思想」を鎮める方が、ネット・現実世界の両方が住みやすくなる方法だと思えます。	御指摘の点も含め、「(1)学校教育」で「児童生徒一人ひとりに、情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成することが重要です。併せて、他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避等情報を踏まえながら育成することなどが大切です。」と示し、「(2)社会教育」で「プライバシーの権利について理解することはもとより、インターネットの特性とその影響を具体的に事例等も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法等について理解を深めることが重要です。」と示しています。

教育委員からいただいたご意見への対応方針		反映した(一部のみ反映したものを含む) 既に盛り込み済み 今後の検討課題 対応困難 その他(基本方針と関係ないこと)
章		[対応方針]
節	<p>[意見] (いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)</p> <p>基本方針全文を読みました。</p> <p>よく書かれていると思います。ただ、根底の「人権観」さら に言えば「人間観」について問題提起をします。</p> <p>書かれている人権は西欧的人権観、人間本位の権利観だと思 います。</p> <p>4ページから5ページに記されている「人権の原則」の「3 相互依存性」と関係するかも知れませんが、私たちは人の中で 支えられていると同時に、大きな何者か、あるいは自然にも支 えられ生きています。こうした視点が全体を通じて感じられま せん。</p> <p>より豊かな人権にはこうしたいわば「いかされ生きる命」の 捉え方が必要だと思えます。</p> <p>今回、少しでもそうした視点が書き込められるならばお願い したいところですが、大きな理念の問題ですので、抜本的には 次回改訂に向けての問題提起とします。</p>	<p>「人権観」については、ウィーン宣言及び行動計画第5節を踏まえ、第1章第2節1 「『人権』について」において「普遍性」「不可分性」「相互依存性」について記述 しています。</p> <p>また、第2章2「国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」において、 「そこで重要となるのが、国際社会で培われてきた人権教育の原則 - 普遍的な視点 からの権利を基礎にすえたアプローチ - に立脚することです。つまり、国連が中 心となって作成した人権関係諸条約を学ぶことなどを通じて、国際社会で普遍性 を認められた『人権』という物差しを獲得し、それを基準として自らの経験や文 化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするアプ ローチを重視するということです。併せて、具体的な問題の解決を志向する中で、 『人権は真に普遍的たり得ているか』と問い返し続けることが重要となります。」 として、 「人権観」における国・地域の特殊性に配慮しながら、「人権観」の更なる充実を 指向することの重要性について記述しています。</p> <p>* 「ウィーン宣言及び行動計画」第5節 『すべての人権は、普遍的、不可分、相互に依存し、関連している。国際社会 は、同一の立場に基づき、かつ同様に重点を置いて、公平かつ平等な方法で、 人権を全世界的に取り扱わねばならない。国、地域の特殊性及び種々の歴史 的、文化的及び宗教的背景の重要性は考慮されねばならないが、すべての人 権及び基本的自由の促進及び保護は、その政治的、経済的及び文化的制度の 如何を問わず、国家の義務である。』</p> <p>「人間観」については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
全体		

# 鳥取県人権教育基本方針

- 第1次改訂 - (案)

## 概要版

鳥取県教育委員会

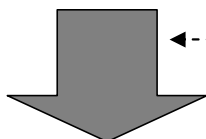


# 人権教育基本方針 - 第1次改訂(案) - 構成図

## 第1章 人権教育をめぐる動き

【同和教育で培われてきた原則】  
 同和教育が築いてきたもの  
 ・差別をなくしていく仲間づくり  
 ・地域の住民とともにつくる教育 等  
 差別の現実から深く学ぶ  
 ・現象の背景に迫る中での学びあい

【国際社会で培われてきた原則】  
 権利を基礎にすえる ~ 自分の権利に気づく ~  
 具体的な問題を基礎にすえる  
 行動(解決)を志向する  
 エンパワメント(自己決定の幅を広げる)  
 「参加型」学習



【人権救済と人権教育のかかわり】  
 人権尊重の社会づくり相談  
 ネットワークとの連携

## 第2章 鳥取県がめざす人権教育

豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成

### 人権教育の推進

#### 第3章 人権教育の推進者の育成

あらゆる場を通じた人権教育の推進  
 推進者の育成(学校、家庭、地域、職場)

#### 第4章 人権教育における評価

人権教育における評価の在り方  
 (推進体制、実践内容等)

### 様々な人権問題への取組

#### 第5章 各人権問題に関わる教育の推進指針

第1節 同和教育	第8節 新 刑を終えて出所した人の人権に関する教育
第2節 男女共同参画に関する教育*	第9節 新 犯罪被害者等の人権に関する教育
第3節 障がいのある人の人権に関する教育	第10節 新 性的マイノリティの人権に関する教育
第4節 子どもの人権に関する教育	第11節 新 非正規雇用等による生活困難者の人権に関する教育
第5節 高齢者の人権に関する教育	第12節 プライバシーの権利に関する教育
第6節 外国人の人権に関する教育	第13節 新 インターネットにおける人権に関する教育
第7節 病気にかかわる人の人権に関する教育	

\* 男性も含めたすべての県民に関わる問題であるため  
 「女性の人権に関する教育」から変更

## はじめに ~ 策定趣旨 ~

鳥取県教育委員会では、平成16(2004)年、人権にかかわる教育課題を統合的に捉えて推進するため「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、その趣旨の徹底に努めてきました。

このたび、人権施策の総合的な推進を図るため策定している「鳥取県人権施策基本方針」の第2次改訂(平成22年11月県人権局改訂)を受け、これまでの人権教育の取組を基盤にすえながら、新たに注目されてきた人権問題に対応するとともに、国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について」の考え(「育てたい資質・能力」の明確化、「協力・参加・体験」を中核にすえた指導方法等)を反映させ、人権尊重の精神を涵養する教育の一層の充実を図るため、「鳥取県人権教育基本方針」の改訂を行うことにしました。

## 第1章 人権教育をめぐる動き

### 同和教育で培われてきた原則について

同和教育は、「差別の現実から深く学ぶ」「身近な生活の中にある差別をなくしていく仲間づくり」「地域の住民とともにつくる教育」など実践から生み出されてきた原則や教訓を踏まえ、同和問題の解決を基本課題としながら、あらゆる差別問題の解決とすべての人々の権利回復、自己実現を図る取組を重ねてきました。

**差別の現実から深く学ぶ**：教職員や指導者が社会的に弱い立場に置かれている人の生活にふれたり、話を聞いたり、共に語り合う中で教育課題を明らかにするとともに、自らがどのように生きてきたのか、どのような生き方をするのかを問いながら教育実践を積み重ねていくこと。

### 国際社会で培われてきた人権教育の原則について

様々な人権問題の存在により、教育の中で取り上げる課題も増え、人権に関する教育を巡る状況も変わってきました。

鳥取県教育委員会では、国際社会の中で培われてきた人権教育の原則に立脚し、人権を実際の生活の中で生かせるよう、知識だけでなく技能や態度を高め行動力をつけることをめざしています。

**権利を基礎にすえる**：法や条約に記された人権について学ぶこと等を通じて、誰もが「権利の主体」であり、人権尊重の社会づくりの担い手であるとの意識を確立すること。

**具体的な問題を基礎にすえる**：具体的に誰のどのような権利が侵害されているのか、なぜそのような侵害が起こるのかということ捉える資質・能力を育てること。

**行動(解決)を志向する**：人間としての尊厳の自覚に基づき、人権が尊重される社会(問題の解決)をどのように実現するのかを見極め、実践する資質・能力を育てること。

**エンパワメント**：自分自身のかけがえのなさに気づき、差別や抑圧から解放され、本来もっている能力を発揮し、自己決定の幅を広げること。

**「参加型」学習**：協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す包括的な学習プロセスのこと。

### 人権救済と人権教育の有機的かわり

人権教育施策の立案に当たっては、人権侵害の実態、原因、背景などについて具体的に把握し分析することが必要であり、鳥取県教育委員会では次の取組の充実に努めます。

- ・「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」等との効果的連携。
- ・相談ケースの背景の分析。課題解決に向けた人権教育の取組の充実。

## 第2章 鳥取県がめざす人権教育について

### 同和教育で培われてきた原則を基底に位置づける

鳥取県教育委員会では、これまで取り組まれてきた同和教育の原則を踏まえた人権教育を推進することをめざしています。

### 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ」とともに、国際社会で普遍性を認められた権利の内容、人権概念等を踏まえた「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」を重視します。

「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ」：様々な人の立場に立って問題解決を考えることによって普遍性に近づいていくこと。

「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」：「普遍的な人権」という基準から、自身の経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげること。



### 鳥取県の人権教育がめざすもの

#### [人権教育がめざすもの]

～ 豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成 ～

本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る  
人権尊重の社会づくりの担い手であると自覚する  
多様な人々と豊かにつながり、共に生きる

## 第3章 人権教育の推進者の育成

### あらゆる場を通じた人権教育の推進、推進者の育成

幼少期から高齢期までの生涯を通じ、個々の理解度・到達度に応じて、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育に取り組む必要があります。このため、学校家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育の推進者を育成する必要があります。人権教育の推進者の育成にあたっては、人権尊重の社会づくりに取り組む様々な機関・団体と連携・協働することが大切です。

## 第4章 人権教育における評価

### 評価の在り方

人権教育を一層充実させるため、人権教育の推進体制や実践内容等を常に見直ししていくことが大切です。

- ・ P D C A サイクル ( 実態把握に基づく計画立案 - 実施 - 評価 - 改善 ) の確立。
- ・ 学習者に育てたい資質・能力 ( 知識・技能・態度 ) を明確にした評価。
- ・ 学習者の自己評価、市民による外部評価等、多角的な視点からの評価。

## 第5章 各人権問題にかかわる教育の推進指針

### 人権教育の4つの側面

人権教育に取り組む上で大切なことは、教育活動全体を通じて取組を推進するということです。鳥取県教育委員会ではこのことを以下の4つの側面に整理し、これらを有機的にかかわらせながら取り組むこととしています。

「人権としての教育」 : 生涯にわたり、すべての人が等しく教育を保障されること。

「人権についての教育」 : 人権や人権問題について学ぶこと。

「人権が尊重される教育」 : 人権が大切にされた環境で学ぶこと。

「人権のための教育」 : 豊かな人権文化を築く資質を備えた人間を育成すること。

### 同和教育

- ・課題として、結婚、就職、戸籍等の不正取得、インターネット上での誹謗中傷等を例示。
- ・人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めるという視点を、より重視しながら、自己実現を果たすことをめざす教育を推進。

### 男女共同参画に関する教育

- ・課題として、DV、セクシュアル・ハラスメント、雇用、固定的な性別役割分担意識等を例示。
- ・男女共生教育を通じて、社会的な性にかかわる問題について、社会全体の課題であるという認識を深め、課題解決を志向する教育を推進。

### 障がいのある人の人権に関する教育

- ・課題として、物理的障壁、文化・情報面の障壁、雇用等を例示。
- ・特別支援教育を推進するとともに、障がいのある人の問題は、社会全体の課題であるという認識を深め、課題解決を志向する教育を推進。

### 子どもの人権に関する教育

- ・課題として、いじめ、暴力行為、体罰、不登校、児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等を例示。
- ・権利の主体として、自他の人権を守るための実践行動につなげられるよう、育成すべき資質・能力を明確にした教育を推進。

### 高齢者の人権に関する教育

- ・課題として、要介護者・認知症患者の増加、社会的孤立、高齢者虐待を例示。
- ・高齢者のための国連原則（自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）を踏まえた教育を推進。

### 外国人の人権に関する教育

- ・課題として、本名を名のりにくい状況、日本語の習得と母国語の保持との葛藤、入居・入店拒否、就労の障害等を例示。
- ・一人ひとりの実態に応じた、きめ細かな指導・情報提供を実施するとともに、多様性を尊重する態度を育てる国際理解教育を推進。

## 病気にかかわる人の人権に関する教育

- ・課題として、病気に対する無理解、ハンセン病・H I Vへの偏見・差別、難病への理解不足等を例示。
- ・病気にかかっている児童生徒への適切な支援を実施するとともに、病気に係る社会的問題への理解を深める教育を推進。

## 刑を終えて出所した人の人権に関する教育

- ・課題として、根強い差別・偏見の存在、就職・住居の確保が困難等を例示。
- ・学習する際の留意事項として、個人情報の適切な取り扱い、当事者に関わる児童生徒への配慮と適切な支援を記述。

## 犯罪被害者等の人権に関する教育

- ・課題として、マスメディアの報道の在り方、犯罪被害者の物的・心的負担等を例示。
- ・学習する際の留意事項として、刑事手続やマスメディアの在り方に関わる学習の中への適切な位置づけ、当事者に関わる児童生徒への配慮と適切な支援を記述。

## 性的マイノリティの人権に関する教育

- ・課題として、性同一性障がい、性自認、性的指向への偏見・差別を例示。
- ・学習する際の留意事項として、児童生徒の発達段階を踏まえた適正な性教育への適切な位置づけ、関係医療機関との連携に基づく適切な支援を記述。

## 非正規雇用等による生活困難者の人権に関する教育

- ・課題として、非正規労働者の離職、いわゆるワーキングプアの増加、生活保護申請の増加を例示。
- ・学習する際の留意事項として、社会における企業の役割と責任、社会保障等における国・地方公共団体の役割に関わる学習の中への適切な位置づけ、当事者に関わる児童生徒への配慮と適切な支援を記述。

## プライバシーの権利に関する教育

- ・課題として、私生活に対する侵入、私的事項を勝手に公開する行為等を例示。
- ・個人情報の適正な取り扱いを実施するとともに、プライバシーの権利に関する教育を推進。

## インターネットにおける人権に関する教育

- ・課題として、差別や差別助長行為、プライバシーの権利の侵害、名誉毀損やいじめ、児童ポルノの流出等を例示。
- ・児童生徒の実態把握に努め、地域や保護者の啓発、児童生徒への適切な指導を実施するとともに、メディアリテラシー、情報モラルに係る教育を推進。

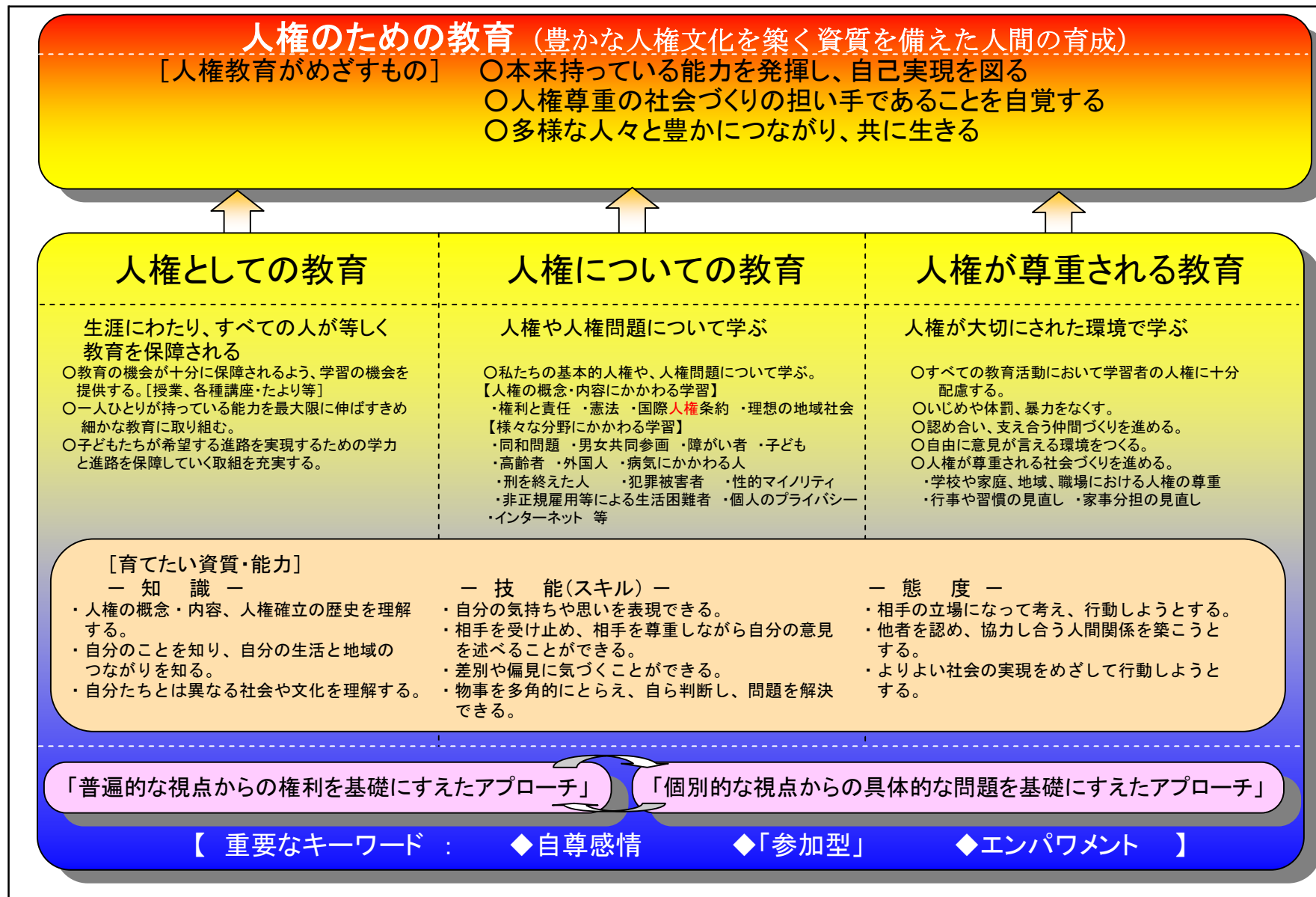
# 鳥取県人権教育基本方針

## －第1次改訂－（案）

鳥取県教育委員会

※ パブリックコメントや関係団体との意見交換等を踏まえ、改訂素案に反映した箇所を、下線又は取消線で示しています。

# 一人ひとりが輝く「人権教育」を進めよう (人権教育推進全体概要図)



## 目 次

### ◆人権教育推進全体概要図◆

はじめに	1
第1章 人権教育をめぐる動き	2
第1節 同和教育で培われてきた原則について	2
1 同和教育が築いてきたもの	
2 差別の現実から深く学ぶ	
第2節 国際社会で培われてきた人権教育の原則について	3
1 「人権」について－人権は、すべての人が持つ、具体的な権利－	
2 権利を基礎にすえること－自分の権利に気づく－	
3 具体的な問題を基礎にすえること	
4 行動（解決）を志向する－人権が尊重される社会を実現する推進力－	
5 エンパワメントの重視	
6 「参加型」の重視	
第3節 人権救済と人権教育の有機のかかわり	8
第2章 鳥取県がめざす人権教育について	9
1 同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける	
2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する	
3 鳥取県の人権教育がめざすもの－豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成－	
第3章 人権教育の推進者の育成	10
第1節 あらゆる場を通じた人権教育の推進	10
第2節 あらゆる場を通じた人権教育に向けた推進者の育成	10
1 学校	
2 家庭	
3 地域	
4 職場	
第4章 人権教育における評価	12
第1節 人権教育における評価の在り方	12
第2節 学校教育における評価	13
第3節 社会教育における評価	14
第5章 各人権問題にかかわる教育の推進指針	15
1 人権概念の広がり	
2 人権教育の概念及びアプローチ	
3 各人権問題にかかわる教育の推進について	
第1節 同和教育	16
第2節 男女共同参画に関する教育	18
第3節 障がいのある人の人権に関する教育	22
第4節 子どもの人権に関する教育	25
第5節 高齢者の人権に関する教育	29
第6節 外国人の人権に関する教育	32
第7節 病気にかかわる人の人権に関する教育	34
第8節 刑を終えて出所した人の人権に関する教育	36
第9節 犯罪被害者等の人権に関する教育	37
第10節 性的マイノリティの人権に関する教育	38
第11節 非正規雇用等による生活困難者の人権に関する教育	40
第12節 プライバシーの権利に関する教育	40
第13節 インターネットにおける人権に関する教育	43

### ◆参考資料◆



## はじめに ～今後の人権教育の推進に向けて～

鳥取県においては、平成8(1996)年にすべての人の人権を尊重することを基本理念とする「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を全国に先がけて制定し、平成9(1997)年には具体的な施策の方向性を示すため「鳥取県人権施策基本方針」を、平成11(1999)年には「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画－これからの人権教育・啓発－」を策定して、「人権先進県づくり」を県政の主要な課題として取り組んできました。また、平成16(2004)年には、国において策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月)との整合性を持たせるとともに、これまで基本方針と並行して人権教育・啓発の推進の指針としてきた「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画－これからの人権教育・啓発－」を包括したものとして「鳥取県人権施策基本方針－第1次改訂－」を策定しました。さらに、平成22(2010)年には、新たな課題に対応し、施策を一層充実するため「鳥取県人権施策基本方針－第2次改訂－」を策定しました。

鳥取県教育委員会では、昭和44(1969)年の同和対策事業特別措置法の制定を機に、「市町村同和教育推進事業実施要領」を示し、昭和50(1975)年に「鳥取県同和教育基本方針」並びに「同和教育推進の指針」を定め、教育を受ける権利をはじめとする人権の保障と人権意識を育む同和教育を推進してきました。その取組の中で、同和地区児童生徒の就学の促進と学力の向上、進路の保障、支え合う集団づくりや指導方法等の工夫・改善等に努めることにより、高校進学率の向上等、一定の成果を上げてきています。また、同和問題の学習等を通して、すべての児童生徒の同和問題解決の力を高め、豊かな人権意識を育んできています。併せて、教職員の資質・指導力の向上も図られてきています。さらに、各市町村において推進体制の整備が進められ、同和問題を自分自身の問題として捉え、同和問題解決のために積極的に行動しようとする人が増えています。

その後、平成7(1995)年には、同和教育の内容の深まりと広がりの中で、部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくすとともに、すべての人々の人権の保障と人権意識を育む取組に発展させていくため、「鳥取県同和教育基本方針」を一部改正しました。

こういった経緯を振り返ると、これまで鳥取県では、同和教育を発展させながら人権教育の構築に努めてきたといっても過言ではありません。

この間、国内外における反差別・人権確立の取組の発展を受け、プライバシーの権利等これまで人権として理解されていなかった権利や、配偶者等に対する暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)等、新たな人権問題が認知されたり、女性、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人等に関する人権問題の解決を図るための教育が発展・深化するなど、人権に関する教育をめぐる状況も変わってきました。

また、今日のように情報化や国際化が進み、世界の国々と密接にかかわり合う状況の中で生きている私たちは、他国で生起する様々な問題についても自らのかかわり方を考える必要があります。他国における反差別の運動や人権教育の取組に学ぶことは、同和教育の中で私たちの先輩も実践してきたことでもあります。

このようなことから、国内外の様々な取組にも視野を広げて人権教育を推進していくことが本県の同和教育の成果をさらに発展させるものと確信します。

鳥取県教育委員会は、平成16(2004)年、「鳥取県人権施策基本方針－第1次改訂－」に基づき、同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づけながら、人権にかかわる教育課題を統合的に捉えて推進するため「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、その趣旨の徹底に努めてきたところです。

このたび策定する「鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－」は、新たに策定された「鳥取県人権施策基本方針－第2次改訂－」に基づき、これまでの取組を基盤にすえながら、新たな課題に対応し、人権尊重の精神を涵養する教育を一層進めようとするものです。

## 第1章 人権教育をめぐる動き

### 第1節 同和教育で培われてきた原則について

#### 1 同和教育が築いてきたもの

日本における人権尊重の理念に基づく教育は、戦後の日本国憲法成立以降本格的に始まり、同和教育をはじめ、特別支援（障害児）教育、男女共生教育、国際理解教育・在日外国人教育、平和教育等様々な形で行われてきました。

同和教育は、1950年代に学校教育の中で、被差別部落の子どもたちの長期欠席・不就学をいかに解消するかを出発点にして取り組まれ、「差別の現実から深く学ぶ」「身近な生活の中にある差別をなくしていく仲間づくり」「地域の住民と共につくる教育」「差別を見ぬき、差別に負けない、許さない子ども」「足でかせぐ同和教育」等々、実践から生み出されてきた原則や教訓を踏まえ、4950数年にわたり、多くの教育関係者によって取組が重ねられてきました。

その中で、一人ひとりの子どもを大切にされた教育、同和地区の子どもをはじめ、障がいのある子どもや外国人の子ども、その他、人権上の配慮や支援が必要とされる子どもたちの人権を保障する教育を推進してきました。

その結果、例えば、教科書無償給与制度の実現や公正な採用選考のための統一応募用紙の作成、子どもたちの進路を保障するために、身元調査や就職差別をなくすための取組、戸籍の公開制限等同和地区の子どもたちだけでなく、人権上の配慮や支援が必要とされる子どもたちの教育と就職の機会を拡大し、すべての子どもの教育を受ける権利の確立を求めてきました。

また、同和地区児童生徒においては、保護者や地域の関係者の理解と協力を得ながら、地区進出学習会や家庭での話し合い等を通して、身近な人の被差別体験や先人の生き方等に学び、自分と部落差別とのかかわりを考え続けました。その中で、自信や誇りを持つとともに、主体的に部落差別を解消しようとする社会的立場の自覚を深めてきました。一方、地区外児童生徒においても、自らと部落差別とのかかわりを考える中で、一人ひとりが部落差別をなくすることを自分の問題として捉えるようになってきました。このように部落差別とのかかわりを通して、すべての児童生徒に対し、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深める取組を進めてきました。

社会教育の中でも、同和地区の識字学級や青年学級、婦人学級、高齢者学級等、住民主体の学習活動を通じて、解放への自覚が育ってきました。例えば、県内のある同和地区における高齢者学級では、一人ひとりの生き立ちを語り合うこと、被差別体験を出し合うことで差別を見ぬく力をつけ、人間としての誇りを取り戻すなど、自発的な学習が行われてきました。一方では、非識字者や、無文字社会の姿を通して識字社会の課題を考え、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を問うてきました。

また、同和行政及び同和教育を推進するために、行政職員の同和问题研修が取り組まれてきました。例えば、同和地区において健康診断を実施したところ、通知の文字の読み書きができなかったり、身体が不自由で健康診断を受けたくても受けられなかった人が少なくないことがわかってきました。しかも、そのような人たちが一番健康に問題を抱えていて、健康診断を必要としていました。このような差別の現実学ぶ中から、社会的に弱い立場に置かれている人の視点に立った行政施策の重要性や行政職員の人権感覚の必要性に気づいてきました。

さらに、市町村においても推進体制の整備が図られ、あらゆる地域や職場、PTAなどの各種団体でも同和教育に取り組んできました。その結果、「差別をしてはいけない」という意識にとどまらず、一人ひとりの生き方を見つめ直し、人間としてのより豊かな生き方をしようとする人の輪が広がってきました。

このように同和教育は、同和問題の解決を基本課題としながら、あらゆる差別問題の解決と人権課題につなげ推進するすべての偏見や差別を積極的に解消する人間を育成する教育へと発展し、さらにこれらの取組の中で、すべての人々の権利回復とエンパワメント\*、そして自己実現を図る取組が重ねられてきました。

このアプローチは、他の各々の人権問題にかかわる教育においても同様に必要とされることです。そこで重要なことは、個別の人権問題にかかわる教育が、単に集合的に「人権教育」と呼ばれるのではなく、これまで述べてきたような、同和教育の中で培われてきた原則を共有しつつ、「反差別」と「人権の確立」をめざす教育として有機的に結びつく発展的に再構築することなのです。

\*差別や抑圧によって押しえつけられていた気づき、元来の力（能力）を引き出し、伸ばすこと。

## 2 差別の現実から深く学ぶ

「差別の現実から深く学ぶ」という原則は、教職員や指導者等を念頭に強調されてきました。この考え方は、「被差別の子どもの生活と願いを読み取り、教育の課題を発見していくと同時に、それを実現していく教育力を今まで顧みられることのなかった被差別民衆の中に見だし、組織していくこと」（「部落問題・人権事典」解放出版社）とされています。換言すれば、子どもや保護者の生活の現実・生活背景を深く捉え、何が差別なのか、差別の現実がどこからくるのかということを追求め、そこから教育課題を明らかにすることです。併せて、差別の厳しい現実を知ることを通じて、差別への怒りを実感するとともに、差別に立ち向かっていく人たちの強さやたくましさ、温かさに気づくことです。そして、自分と差別とのかかわりを見つめ、自らのありようと教育実践とをつないでいく営みを積み重ねていくことです。

そういった意味で「差別の現実から深く学ぶ」とは、単に「差別の現実」を事象として理解するのではなく、教職員や指導者等が社会的に弱い立場に置かれている人の生活にふれたり、話を聞いたり、共に語り合う中で教育課題を明らかにするとともに、自らの「生き方」や「在り方」を問い直すことです。つまり、自らがどのように生きてきたのか、どのような生き方をするのかを問いながら教育実践を積み重ねていくのです。

### 第2節 国際社会で培われてきた人権教育の原則について

~~さて、「人権教育のための国連10年」（1995～2004年）を受けて、平成9（1997）年には日本でも国内行動計画が策定され、平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。~~

国連では、平成6（1994）年の総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間で「人権教育のための国連10年」とする国連決議が採択され、世界の国々に対して人権教育の積極的な推進と国内行動計画の策定が要請されました。『人権教育のための国連10年』の終了の際には、『人権教育のための世界計画』が改めて設けられ、期間を短くすると同時に評価軸を明確に示して取り組むこととされました。その計画の第1段階（2005～2009年）では、初等中等教育に焦点を絞って人権教育の推進を図る取組が進められました。平成22（2010）年1月以降は第2段階として、高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重点を置き、平成26（2014）年末まで取組が展開されることとなりました。

我が国においては、平成9（1997）年7月に『人権教育のための国連10年』国内行動計画」が策定され、これを受けて鳥取県でも、平成11（1999）年2月に「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画－これからの人権教育・啓発－」を策定しました。平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推

進に関する法律」が制定され、人権教育の目的が「人権尊重の精神を涵養する教育」と定義されるとともに、人権教育に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。平成14(2002)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、取組を推進する人権問題として、女性、子ども、高齢者等、12の人権問題の類型が例示されました。\*さらに平成16(2004)年から平成20(2010)年にかけて「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」が公表され、人権教育を推進するための体制が整えられてきました。鳥取県では、これまで取り組まれてきた同和教育の原則を踏まえた人権教育を推進することをめざしています。

しかし、「人権教育」という言葉が普及する一方で、何をすることが人権教育であるのか、ということについて、教育関係者の中でも十分にその定義が共有されないまま、言葉だけが普及してきたということも否めません。実際、人権教育に対して以下のような疑問が提起されています。

- 人権教育で同和問題への理解が薄まる、同和教育が拡散する
- 同和問題だけにとどまらず、女性、障がいのある人、子ども、高齢者等に関する多様な人権問題を数多く扱うのが人権教育である
- 権利が何であるかということよりも、「思いやり」や「やさしさ」を教えるべき など

その背景には、「人権」という言葉が漠然と、あるいは抽象的にしか理解されていないという問題があります。そこで、「人権」「人権教育」が国際社会の中でどのように位置づけられているのかに目を向け、人権教育の原則について確認したいと思います。

\* 平成23(2011)年に一部改正され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が個別的な人権問題として追加されました。

## 1 「人権」について—人権は、すべての人が持つ、具体的な権利—

まず、「人権」とはなんでしょうか。

人々は、今も昔も、自由に、安全に、そして将来に可能性を感じながら生きていきたいと思います。その願いをかなえるためには何がなければならないのか、それぞれの時代の人々が自分たちの生きる社会の現実の中で一つ一つ考え、それらを権利として要求し、また社会に認知させようと努力してきました。それらはすべての人に保障されるべきものとして合意され、社会の共通ルールとして法に定式化されるようになりました。

昭和23(1948)年に国連で採択された「世界人権宣言\*」は、世界で初めて、世界中のすべての人に保障されなければならない30の権利をリストにしたものですが、これらは国や性別、民族等の属性にかかわらず、すべての人が享受するものであることが記されています。その後、国連では現在まで3031もの主要な国際人権条約を採択していますが、このような「宣言」や「条約」は、すべての人に普遍的に保障されるべき具体的な権利を記した文書です。したがって、「人権」は単なる抽象的な価値観等ではなく、すべての人に保障されるべき具体的な権利の一つ一つをさすのです。

平成5(1993)年の国連世界人権会議(ウィーン)で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」では、「人権及び基本的自由は、すべての人間が生まれながら有する権利である。それらの伸長及び保護は、政府の第一義的義務である」とし、「すべての人権は、普遍的且つ不可分であり、相互に依存し且つ関連している」と明記しています。これを整理すると以下ようになります。

### 【人権の原則】

- 1 人権は、人種、性別、社会的身分等に関係なく、人間であるというただそれだけで、誰もが持っているものです。(普遍性)
- 2 人権は、ひとまとまりのものとして成立しています。つまり、一部分を優先して受け入れたり、

不都合なものだからと一部分を拒否したりすることはできません。(不可分性)

### 3 すべての権利は相互にかかわり合い、補強しあっています。(相互依存性)

\*人々の市民的・政治的自由のほか、経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めた人権に関する宣言。すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として公布され、各国はその理念を自国において実現し、国民に保障するとともに、国際的には、その内容を具体的な国際人権規約として実体化することが求められ、昭和41(1966)年に「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」(△社会権規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(▽自由権規約)が策定された。

日本国憲法は、人種、信条、性別、社会的身分、門地等によって差別されないとする「法の下での平等」、自由に生きるための「自由権」、また生存権、教育を受ける権利、労働権等の「社会権」等を基本的権利としてすべての国民に保障していますが、私たちは、自分がどのような「権利」を持っているのか、自覚しているでしょうか。

日本国憲法とともにこれらの人権諸条約等の国際基準に保障されている具体的諸権利は、私たちが日常の暮らしの中に生起する人権侵害を読みとる「判断の基準」とすべきものです。

国連では、私たちの先人たちがたたかい取り、また世界の共通ルールにすえてきた、これらの具体的権利に対するより一層の理解を促進するために、平成6(1994)年の国連総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年を「人権教育のための国連10年」とする国連決議が採択され、世界の国々に対して人権教育の積極的な推進と国内行動計画の策定が要請されました。これを受けて鳥取県でも、以降の取り組みを推進しているのです。

~~我が国においても、この国連決議を受け、平成9(1997)年7月に「『人権教育のための国連10年』国内行動計画」が策定され、これを受けて鳥取県でも、平成11(1999)年2月に「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」を策定しました。~~

## 2 権利を基礎にすえること—自分の権利に気づく—

「世界人権宣言」前文には、「権利と自由に対する共通の理解」が人権と基本的自由の達成にとって重要である、と記されています。

また、人権教育の重要性が提起された世界人権会議(平成5(1993)年)で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」では、「すべての公的・私的機関の教育課程に科目として、人権、人道法、民主主義および法の支配を含めるよう」求めています。

さらに、平成6(1994)年12月の「人権教育のための国連10年の国連総会の決議」には、「人権教育は、単なる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程」と明記しています。

これらは、人権侵害の現実や権利として保障されている人権の内容、具体的には国際的な人権宣言・条約、日本国憲法や人権に関する法律や制度、さらにそれらを有効に活用する方法等について学ぶことです。法や条約に記された人権は、それ自体が人権運動を通して獲得されたり、また歴史の中で共有されてきたものです。

したがって、みんながそれを大切にしようと合意して決めたものなのですから、お互いにそれを実現するために努力する「責任」があります。また、自分自身が人間として尊重されたいと願うならば、同じように、自分以外のすべての人の人権も尊重しなければなりません。

このように、国際社会の中で議論されてきた人権教育の諸原則を振り返ってみたとき、日本の私たちに最も重要なのは「権利を基礎にすえたアプローチ」の原則といえます。これは、条約や法を学ぶ

ことを通じて、自らがどんな権利を持っているのかを知ること、正しく理解することが人権教育において重要である、という原則です。誰もが自分自身の権利を知ることが、侵害を受けたらそれに気づき、その回復を求めて行動することは正当な行為であると確信できる「権利の主体」意識を確立することにつながります。すなわちこれは、学習者のエンパワメントを可能にする方法でもあるのです。

具体的な人権の基準を知れば、自らの経験や身の回りで起こったできごと、文化や習慣等を「人権が守られているか」という視点から検証し、課題を発見することが可能になります。つまり、「人権」という物差しを使って人権侵害の事実を読み取ったり、自らのありようを振り返る力をつけることもできるのです。

誰もが有する人権を理解し、「権利」と「責任」を持つ主体として、多様な問題解決に取り組むことが私たち一人ひとりに求められているのです。

### 3 具体的な問題を基礎にすえること

第二に大切なのは、具体的な問題を学習の中心にすえるということです。

そもそも抽象的な人権問題などというものは存在しないからです。ただし、それは単に同和問題、女性、障がいのある人、子ども、高齢者等に関する多様な個別具体的問題「について」知識として学べばよいということではありません。

国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、人権教育の目標を、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる資質・能力を育てることとしています。この目標に到達することをめざすにあたって、まず何よりも大切なのは、具体的な問題の「実態」に目を向けることです。身の回りで起こっている問題に目を向け、具体的に権利を侵害されている人々の声に耳を傾けることを通じて、具体的に誰のどのような権利が侵害されているのか、なぜそのような侵害が起こるのかということをつめる資質・能力を育てることが求められているのです。

### 4 行動（解決）を志向する一人権が尊重される社会を実現する推進力

人権が尊重される社会の実現は、市民一人ひとりが、人間らしく生きることの意味を問い続け、それを実現しようとする情熱と行動力をもつことによって可能になります。したがって、単に法に定式化された権利の学習にとどまらず、内面の価値の育成が人権教育の不可欠の要素であることは言うまでもありません。しかし、このことは、様々な問題が個人個人の心がけの問題として解決されるべきだということではありません。人間性を回復したいという願い、思いを「社会の中で実現する力」を身につけるのが人権教育です。市民としての権利を行使しながら、どこにどのように働きかけ、いかなる社会システムを作っていくことで問題が解決するのかを見極め、実践する資質・能力を育てることが重要なのです。

同和教育の経験の中で、同和地区における識字の取組を通して、非識字者の課題解決を図るとともに、社会全体の課題を考えてきました。そのことが、自らの課題としての人権確立の取組につながっていったのです。

人権教育はまた、水平社宣言にもあるように、自主解放の思想に基づくものであり、人間としての尊厳の自覚が人間変革を生み出します。したがって、市民の自主的な学習や人権文化を創造するための諸活動を尊重し、支援することが重要です。現在、同和問題を中心にした数多くの取組のほか、男女共同参画、障がいのある人、外国人、子ども、高齢者、難病の問題等、人権の重要課題に取り組むグループが、鳥取県内では活発に活動しています。

「鳥取県人権施策基本方針―第2次改訂―」においては、特に個別的に取り上げる課題として同和

問題、男女共同参画に関する人権問題、障がいのある人の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、外国人の人権問題、病気にかかわる人の人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題、犯罪被害者等の人権問題、性的マイノリティの人権問題、非正規雇用等による生活困難者の人権問題、個人のプライバシーの保護、インターネットにおける人権問題、が示されていますが、このような多様な分野での学習や諸活動を地域の大切な社会資源として位置づけ、それらの学習のネットワーク化が図られること、支援と協力体制がとられることが必要です。さらに、そのような学習活動にすべての人々が参加することで、差別と被差別という関係から解放され、人権が尊重される社会を実現する推進力になることが期待されています。

## 5 エンパワメントの重視

エンパワメントとは、自分自身のかけがえのなさに気づき、自らが権利の主体であるという意識を確立することによって、自分の人生を自分で決めていくことができる資質・能力、すなわち自己決定の幅を広げることを意味します。

人権は歴史的にみて、人権侵害に対する当事者の申し立てによって、ほかの誰もが代弁できなかった概念を言葉にし、訴えたからこそ確立されてきた概念\*です。すなわち、誰かが決めてくれる、誰かが守ってくれるという発想を持ち続ける限り、人権は発展しえないのです。

一人ひとりのエンパワメントを重視する人権教育は、人権を侵害される関係に置かれている当事者を「保護し、守り、世話をしてあげる」ことよりも、当事者の発信する声に耳を傾け、共に課題を明らかにし、共に課題の解決を志向することを重視する教育です。

\*このことを日本国憲法は「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」（第97条）と表現している。

## 6 「参加型」の重視

同和教育は、地域での聞き取りを中心にした調査活動やフィールドワーク、交流活動、演劇活動等、数多くの優れた手法を生み出してきました。

こうした手法は、まさに先にふれたように、具体的な問題を基礎にすえ、学習者のエンパワメントを図り、行動（解決）を志向する方法です。

また、近年、ロールプレイやシミュレーション、ディスカッションなどを取り入れた「参加型」学習の方法論が注目され、学習者の主体性や問題を解決する力を引き出す方法として、現場への導入が進んでいます。

「参加型」学習とは、協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す包括的な学習プロセスを指します。それは、学習者が一人の市民として現実の社会にかかわるための、いわば民主主義社会の担い手を育成することをめざした方法論です。これは「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」が「協力」「参加」「体験」を中核とする学習形態を提起していることと軌を一にするものです。

この学習方法の良いところは、信頼関係の十分に築かれた学習者集団の中で、参加者が自分自身の気持ちや考えを自由に述べるので、本音を語りやすくなるという点です。

また、学習者同士で協働して作業を進めたり、互いの感じ方や考え方、意見、知識等を話し合い学び合ったりすることによってコミュニケーション能力を高め、非攻撃的自己主張\*ができる技能（スキル）を身につけるために有効です。そして何よりも人権侵害の事実気づいて、そのことを相手に

伝え、話し合い、どう働きかければ人権侵害が解消されるかを考えるという「問題を解決する力」を養うためにも役立ちます。

ただし、教室や会場の中で「参加型」学習を実施するに当たって、忘れてはならないことがあります。参加者がグループや全体での活動の中で体を動かしたり、発言したりする様子を見て、「成功だった」「効果があった」と評価するべきではないということです。学習を行う本来の目的は、楽しく学習に「参加」することではなく、あくまで社会の現実、問題の解決につながることで、つまり最終的には学習者が教室や会場の外の世界に「参加」し、行動することだからです。

そしてまた、「楽しいから」「これまでと違う方法だから」学習者をひきつけられる、といった安易な動機から「参加型」学習を導入しても効果はなく、現実社会への「参加」をめざす学習内容であってこそ「参加型」学習の真価が発揮されるのだということも十分理解する必要があります。

\*自分と相手をとともに大切にしながら、自分の気持ち・考えを表現すること。

### 第3節 人権救済と人権教育の有機のかかわり

人権教育の目標は、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる資質・能力を育てることにあります。

人権教育施策の立案に当たっては、誰のどんな人権が侵害されているのか、その原因、背景にある要因は何かについて、具体的に把握し分析することが必要です。

国においては、平成9(1997)年3月に「人権擁護施策推進法\*」が5年間の時限立法として施行され、同法に基づいて法務省に人権擁護推進審議会が設置されました。この審議会では、法務大臣、文部科学大臣、総務大臣又は関係各大臣の諮問に応え「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」について審議されました。そして、救済に関しては、平成13(2001)年5月に「人権救済制度の在り方」、12月には「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出されました。

鳥取県においては、平成17(2005)年10月、人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」(以下「人権救済条例」)が成立しましたが、「人権侵害の定義があいまい」など多くの問題点が指摘され、平成18(2006)年3月、条例は施行停止となりました。その後、人権救済条例見直し検討委員会の意見を受け、様々な検討を重ねた結果、「人権救済条例」の代替策として、平成21年(2009)年4月、鳥取県人権尊重の社会づくり条例により制度化した「人権相談窓口」を県下3カ所に設置し、人権尊重の社会づくり相談ネットワークとして相談者への支援を充実しました。人権相談窓口は、県民からの人権相談に総合的に対応し、人権相談員が対応方法や多様な制度についての情報提供や関係機関への伝達、同行等を行うほか、ケース会議の開催等、関係機関との緊密な連携、法律・臨床心理・教育・福祉等、多様な専門相談員による助言等の支援を行い、相互の理解と自主的な取組によって解決の促進を図ることとしています。

鳥取県教育委員会としても、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」等との連携を図りながら、個々の相談に適切に対応するとともに、相談窓口の一層の周知に努めます。また、相談ケースの背景を様々な角度から分析し、具体的な人権侵害の実態の把握に努め、そこから明らかにされた課題を人権教育に明確に位置づけた取組の充実に努めます。

\*人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として制定された法律。



## 第2章 鳥取県がめざす人権教育について

同和教育の中で私たちが培ってきた人権意識を土台として、今日では、例えば女性、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人等に関する人権問題等、さらに多くの人権侵害の問題が、市民によって提起されるようになっていきます。このように人々の意識変革と人権の発展にともなって、教育の中で取り上げるべき課題も増え、人権に関する教育をめぐる状況も変わってきました。

しかし、このことは単に扱うべき教育課題が増え、拡散したということではありません。ここで重要なことは、同和教育で培われてきた原則とともに、国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚し、具体的な問題解決に資する教育の取組を進めていくことです。

鳥取県では、こうした認識に立って学校教育と社会教育の連携を深め、人権問題に取り組む関係諸機関・諸団体等との緊密な連携に努めます。また、教育の主体性を維持し、教育活動と政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら人権教育の取組を充実していきます。

### 1 同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける

同和教育は、約半世紀にわたって取組が重ねられ、実践の中から多くの原則や教訓を生み出してきました。

そして今日では、同和教育の問題の解決を基本課題としながら、あらゆる差別問題の解決と人権課題に つなげ推進するすべての偏見や差別を積極的に解消する人間を育成する教育へと発展し、さらにこれらの取組の中で、すべての人々の権利回復とエンパワメント、そして自己実現を図る取組が重ねられてきました。

これらの取組は、まさに国際社会で推進されてきた人権教育とつながるものです。

### 2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

私たちのまわりには、同和教育や女性、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人等に関する様々な人権問題が存在しています。そして、その解決を図るための同和教育をはじめ、特別支援教育、男女共生教育、国際理解教育・在日外国人教育等が推進されてきました。しかし、差別や人権侵害の問題には、出自、性別、障がいの有無、年齢等、様々な事由が複雑に絡み合う中で成立するという側面があります。従ってこれら個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチによる教育実践が、分離してしまうのではなく、~~有機的に結びつくことによって、~~体系的な人権教育として位置づけられるべきです。

そこで重要となるのが、国際社会で培われてきた人権教育の原則—普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチに立脚することです。つまり、国連が中心となって作成した人権関係諸条約を学ぶことなどを通じて、国際社会で普遍性を認められた「人権」という物差しを獲得し、それを基準として自らの経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするアプローチを重視するということです。

併せて、具体的な問題の解決を志向する中で、「人権は真に普遍的たり得ているか」と問い返し続けることが重要となります。つまり、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチによる教育は、普遍性への指向を有することによって、はじめて人権教育に体系的に位置づけることができるということです。

この関係性をしっかり捉え、実践的な人権教育を構築していかなければなりません。

### 3 鳥取県の人権教育がめざすもの—豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成—

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は「人権教育は、人権に関する知

的理解と人権感覚\*の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育」であるとしています。

また、「鳥取県人権施策基本方針―第2次改訂―」は、「県民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現をめざすためには、県民一人ひとりが、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的に行動することが大切です。そのため、人権意識\*を高め、実践する態度を育む人権教育・啓発を積極的に推進します。」と述べています。

これらを踏まえ、鳥取県教育委員会は以下の基本理念を掲げ、それをもとに様々な教育施策を総合的に展開していきます。

**[人権教育がめざすもの]**

- 本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る
- 人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する
- 多様な人々と豊かにつながり、共に生きる

\*人権感覚：人権が守られていることを良しとする―特に技能・態度面における―感覚。

人権意識：人権に関する知的理解と人権感覚が結びついて生じる、人権侵害や問題状況の解決を志向する意識。

### 第3章 人権教育の推進者の育成

#### 第1節 あらゆる場を通じた人権教育の推進

一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現をめざすためには、一人ひとりが、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的な実践行動につなげることが大切です。

実践的な行動力を身につけるには、人権を単に知識として学ぶだけでなく、人権感覚を涵養することが大切です。そのためには、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育に取り組む必要があります。幼少期から高齢期までの生涯を通じ、個々の理解度・到達度に応じて学校や家庭、地域、さらに職場において、様々な人権学習に主体的に参加できる機会を提供することが大切です。

#### 第2節 あらゆる場を通じた人権教育に向けた推進者の育成

これまで、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育を推進していくため、様々な研修会、養成講座等を通して、人権教育の推進者の育成が進められてきました。

今後も、様々な人権について、学習者のそれぞれの年代、理解度・到達度に応じた教育を効果的に推進するために、「参加型」学習や、多様な体験活動・交流活動等を実践できる推進者を育成していくことが必要となっています。

とりわけ、「参加型」学習のファシリテーター（学習促進者）としての資質・能力を育成する必要があります。ファシリテーターは、参加者同士の活発な意見交換や協働作業をとおして参加者が互いに学び合えるようにするための技能を磨くとともに、参加者と共に学び、共に問題解決を志向するという姿勢を身につけることが必要です。

これらを踏まえ、鳥取県教育委員会をはじめ各行政機関は、研修会や養成講座等の学習機会の一層の充実と情報の発信に努め、人権教育の推進者を育成する必要があります。

そのためには、鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）をはじめとする県の組織と、国及び県内各市町村が設置している人権尊重の社会づくりの中核的組織や相談窓口が連携・協働することが大切です。

また、公益社団法人鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会、公益財団法人鳥取県国

際交流財団、人権侵害の相談を日常的に受けている機関、各種NPO等の関係民間団体と連携・協働することが大切です。連携・協働に当たっては、政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら取り組む必要があります。

## 1 学校

学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが必要です。

「教師が変われば子どもも変わる」といわれるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持ちます。個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、教育活動の重要な要素であり、また、児童生徒の安心感や自信自尊感情を育むことにもなります。

だからこそ、教職員にあつては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められます。教職員が、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然です。

同時に、教職員同士の間でも、互いを尊重する態度は大切です。例えば、指導上の課題について相互に話し合い、共通理解を図ることができるような環境づくりに努めることが求められます。

従って、教職員は、児童生徒の心の痛みに気づき、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につけるよう、常に自己研鑽を積まなければなりません。教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人ひとりを大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要があります。また、人権尊重の精神を基盤に、人間関係調整能力、コミュニケーション能力等を高めること、児童生徒理解を深め、適切な支援を実施できるよう、カウンセリングの技法や集団づくりへの支援等、子どもへの働きかけを有効に行うための技法を身につけることも必要です。併せて、地域社会の一員として、地域や市町村・PTAなどで行われる各種研究会や研修会に積極的に参加することが必要です。

これらを踏まえ、教育委員会及び学校は、教職員のキャリアに応じた、様々な担当者を対象とする研修、授業研究会・公開授業等の機会を整備し、内容を充実させ、計画的・体系的に教職員に求められる資質・能力の育成に努める必要があります。

## 2 家庭

人権が尊重された家庭が築かれるよう、学校や地域社会と連携しながら、学習機会の充実を図ると共に、相談体制の整備を図る必要があります。

家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、自制心や自立心等人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われるといわれています。従って、教育委員会をはじめ各行政機関は、保護者に対して子どもの成長や発達段階に応じて、生命の大切さや多様性の尊重等に関する子どもの理解を進め、子どものコミュニケーション能力や自尊感情を育むための学習機会や子育て情報の提供を図る必要があります。

また、固定的な性別役割分担意識を解消し、家事、子育て、介護・介助等、家族全員が協力し、助け合って暮らすことの大切さを理解するための学習機会や情報の提供を図る必要があります。

そのためには、教育委員会をはじめ各行政機関が、地域やPTAにおける学習機会の充実に向け、

学習内容及び情報提供を充実させ、家庭における人権教育の推進を支援するとともに、市町村やPTA等における推進者の育成に努める必要があります。また、相談機関の相談員の資質の向上に向けた研修の実施と気軽に相談できる相談体制の整備が大切です。

### 3 地域

地域において豊かで生きがいのある生活を送ることができるためには、お互いの人格や個性を尊重し、多様性を認め合いながら生活していくことや、すべての人が社会での役割を持ち、重要な意味ある存在であることを認識し、豊かな人間関係を築くことが大切です。また、様々な地域活動に老若男女がともに参画し、地域の課題や今後について一緒に話し合い、地域全体でお互いに支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりが大切です。

そのためには、教育委員会をはじめ各行政機関が、人権尊重の理念についての正しい理解を図り、様々な人権や人権問題に対する理解と認識を深め、人権尊重の精神に立った地域づくりをめざし、住民が主体的に取り組むことができる学習機会の設定と情報提供の充実を図り、推進体制を確立する必要があります。また、市町村の人権教育推進員をはじめ、人権教育推進協議会等役員、公民館職員、自治会役員等、地域に根ざした推進者の確保と育成に努めることが必要です。その際、権利そのものの学習や地域の生活課題を踏まえた学習、「参加型」学習の導入等、学習内容や方法を工夫、充実させることが大切です。

### 4 職場

企業等は、地域の雇用をはじめ、地域社会の一員としての役割を担っています。差別のない一人ひとりの人権が尊重される働きやすい職場づくりに取り組むことが、職場の活性化と社会的信頼の獲得の出発点であり、企業自身が成長する重要な要因であるという理解が広く定着することが重要です。そのためには、事業主が先頭に立って幹部や従業員に対する人権教育を積極的に進める必要があります。とりわけ、医療・保健・福祉関係等は特に人権に関係の深い職業であることから、人権教育の取組を強化する必要があります。

また、公務員の業務は、多岐の分野にわたり、住民に深いかかわりを持っています。従って、警察、消防、医療・保健、福祉等、県民の生命・健康・福祉に深くかかわる公務員はもとより、行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行することが必要です。

そのためには、鳥取県職員人材開発センター等における人権研修の研修内容等を工夫し、計画的・体系的な研修を実施する必要があります。また、地域社会の一員として、地域や市町村・PTAなどで行われる各種研修会や各種事業等に積極的に参加することが必要です。

それぞれの職場における人権教育を充実させるためには、公正採用選考人権啓発推進員、人権問題研修推進員等の育成に努め、「参加型」学習の導入等、人権研修の内容や方法を工夫、充実させることが必要です。

## 第4章 人権教育における評価

### 第1節 人権教育における評価の在り方

人権教育を一層充実させるためには、人権教育の推進体制や実践内容等を常に見直していく必要があります。

見直しに当たっては、PDCAサイクル（実態把握に基づく計画立案－実施－評価－改善）の考え

方を取り入れ、あらかじめ評価の観点、方法、場面等を決めておくことが求められます。また、推進者による評価だけでなく、学習者の自己評価や、市民による外部評価を取り入れるなど、多角的な視点から評価するよう努めることが大切です。

また、評価結果に基づき、人権教育の推進体制や実践内容等について、主体的な見直しを行うとともに、それらの取組について積極的に情報発信することが大切です。

## 第2節 学校教育における評価

現在、各学校において推進されている学校評価システムの考え方にに基づき、日々の指導で誰が何をどのように評価するのかを明確にし、評価を定期的に行うとともに、次の活動に生かす評価計画を立てることが大切です。その際、第三者評価、学校関係者評価制度等を活用し、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域が連携しながら、自校の人権教育の評価にかかわる体制を整備していくことが大切になります。

また、児童生徒が自らの学習について評価することは、人権教育に対する意欲・関心、達成感の状況を把握する上で有意義であるとともに、児童生徒の学習の在り方を検証し、今後の指導方法等の工夫・改善を図るためにも、不可欠な取組といえます。その際、人権教育を通じて児童生徒に育てたい資質・能力（「知識」「技能」「態度」）を、各学校の実態に応じて設定し、それらの資質・能力を育てられたかという観点から実践を評価し、その評価結果を学校としての評価に反映させていくことが教育効果を高めることにつながります。

### 【教職員による評価の観点（例）】

	評 価 の 観 点	評価
【実態の把握】	○人権に関する児童生徒の意識や行動について把握している。	
【推進体制】	○校内の人権教育推進委員会などの推進組織が整備され機能している。 ○人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、児童生徒に育てたい資質・能力を共通理解している。 ○保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。	
【学年・学級経営】	○教育上配慮や支援を要する児童生徒をはじめ、一人ひとりが大切にされている。	
【教科等指導】	○児童生徒の変容をもとに学習内容を振り返り、次の学習に生かされた。 ○協力的・参加的な学習を取り入れる、体験活動や交流活動を多様に組み入れるなど、指導方法の工夫を行っている。	
【生徒指導】	○現象面のみにとらわれず、その背景を探り内面的・共感的な理解に努めている。 ○児童生徒が将来への目標と希望を持って生きることができるように指導・援助している。	
【教職員研修】	○研修内容が学校の課題に沿ったものになっている。	
【保護者啓発】	○授業参観や学級懇談会、家庭訪問等、機会を捉えて人権教育についての理解を図っている。	

### 第3節 社会教育における評価

本県においては、県内のすべての市町村が人権尊重の社会づくり条例等を制定しており、また、多くの市町村で人権尊重に関する基本方針や総合・実施計画等が策定されています。

こうした、基本方針や総合・実施計画等に基づき実施される社会教育における人権教育の取組について、その取組の必要性や有効性等を客観的に評価し、今後の取組に反映できるよう、工夫・改善していくことが求められます。

評価に際しては、推進者（企画者・運営者）による評価のみとせず、学習者の自己評価（アンケート）を行うなど、多角的な視点を確保することが大切です。それらに基づき、評価資料を作成するなどして成果と課題をまとめ、事後検討会等において、学習のねらいが達成できたかどうかを話し合い、今後の課題を明らかにし、改善を行うことが望まれます。その際、成果や課題について地域住民の意見を聞き、今後の改善に生かすことが必要です。また、評価した内容について、広報誌、冊子、他の研修会などにおいて、広く伝えることが大切です。

こうした社会教育における人権教育の取組の評価等をもとに人権教育の成果と課題を明らかにし、また、人権教育・啓発等に関する様々な調査の結果等と合わせて、総合・実施計画等の見直しを図ることが大切です。

#### 【推進者（企画者）の評価の観点（例）】

	評価の観点	評価
【実態の把握】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活実態に表れている人権課題を把握している。</li> <li>○住民の学習経験と今後学びたいと考えていることを把握している。</li> <li>○人権に関する社会的状況を把握している。</li> </ul>	
【学習目標の設定】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の人権課題の解決をめざした具体的な学習目標の設定がなされている。</li> <li>○行動化を志向することに関わる目標を明確化している。</li> </ul>	
【学習内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の実態を踏まえた学習内容となっている。</li> <li>○「権利を基礎にすえること」「個別具体的問題を基礎にすえること」を大切にしている。</li> <li>○学習効果を高めるための形態となっている。</li> </ul>	
【推進者研修】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進者の役割分担がなされている。</li> <li>○「実態」「目標」「学習内容」「学習形態」「学習の流れの細案」等について検討している。</li> </ul>	
【住民への周知】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前の開催案内や事後の評価結果等について、可能な方法を組み合わせて周知を行っている。 (チラシ、行政無線、CATV、広報誌等)</li> </ul>	

## 第5章 各人権問題にかかわる教育の推進指針

### 1 人権概念の広がり

人権は、歴史的には国家（公権力）に対する個人の権利として、まず「国家からの自由」と称される自由権として理解され、その保障を確実にするために「国家への自由」と称される参政権、さらに「国家による自由」と称される受益権（国務請求権）・社会権をその内容に加えてきました。

日本国憲法においても、「包括的基本権」、「法の下での平等」といった総則的規定の下、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由などの「自由権」、生存権、教育を受ける権利、労働権などの「社会権」が基本的人権として定められています。このように、日本国憲法では豊富な人権規定がおかれていますが、戦後の急激な社会・経済の変動によって憲法制定当時には想定できなかった問題が発生したり、人権意識が高まったりしたことなどにより、プライバシーの権利等の「新しい人権」が認識されるようになりました。

鳥取県の教育が対象とする「人権」は、これらのあらゆる「人権」を視野に入れた幅広いものです。

### 2 人権教育の概念及びアプローチ

今日、人権教育はその概念として四つの側面を提起しています。

一つめの側面は、「**人権についての教育**」（education about human rights）です。これは、人権侵害の現実や権利として保障されている人権の内容について学ぶことです。

二つめの側面は、「**人権としての教育**」（education as human rights）です。これは、教育を受ける権利を保障するものです。

三つめの側面は、「**人権が尊重される（人権を通じての）教育**」（education through human rights）です。これは、人権が保障された教育環境の中で学べるようにすることです。つまり、教育のプロセスそのものが学習者の人権を大切にしていることです。

四つめの側面は、「**人権のための教育**」（education for human rights）です。これは、「豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成」を人権教育のめざすものとして掲げたものです。

これら四つの側面は、人権教育に取り組む上ですべてが不可欠であり、それぞれが**有機的緊密**にかかわり合うことが必要です。具体的には、次の二つのアプローチを大切にしながら人権教育を実践すべきです。一つには普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ、そして二つには個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチです。

二つのアプローチのうち、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチで大切にすべきこと、それは、具体的に様々な人の立場に立つことによって普遍性に近づいていくこと、すなわち、「人権は真に普遍的たり得ているか」と問い返し続けることです。また、具体的問題というのは、できる限り身近な現実から発すべきもので、それは子どもや地域の生活実態に現れている人権課題を大切にすることです。

### 3 各人権問題にかかわる教育の推進について

人権教育の概念及びアプローチを踏まえ、様々な人権問題の解決に取り組むことを人権教育の重要な課題として、個別的な人権問題にかかわる教育として同和教育、男女共同参画に関する教育、障がいのある人・子ども・高齢者・外国人・病気にかかわる人・刑を終えて出所した人・犯罪被害者等・性的マイノリティ・非正規雇用等による生活困難者の人権に関する教育、プライバシーの権利に関する教育、そしてインターネットにおける人権に関する教育の推進を図ることとします。

ここに個別的な人権問題にかかわる教育推進のための基本的な在り方や方向性を示すことにしま

す。

## 第1節 同和教育

### 1 これまでの取組

同和教育は、1950年代に学校教育の中で、「今日も机にあの子がいない」という言葉に象徴される被差別部落の子どもたちの長期欠席・不就学をいかに解消するかを出発点として取り組まれてきました。

その間、教科書無償給与制度の実現や公正な採用選考のための統一応募用紙の作成、子どもたちの進路を保障するために身元調査や就職差別をなくすための取組、戸籍の公開制限等同和地区の子どもたちだけでなく、人権上の配慮や支援が必要とされる子どもたちの教育と就職の機会を拡大し、すべての子どもの教育を受ける権利の確立を求めてきました。

鳥取県教育委員会では、「同和対策審議会答申」を受け、昭和50(1975)年に「鳥取県同和教育基本方針」並びに「同和教育推進の指針」を定め、教育を受ける権利をはじめとする人権の保障と人権意識を育む同和教育を推進してきました。また、平成7(1995)年には、同和教育の内容の深まりと拡がりの中で、部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくすとともに、すべての人々の人権の保障と人権意識を育む取組に発展させていくため、「鳥取県同和教育基本方針」を一部改正しました。

その取組の中で、同和地区児童生徒においては、保護者や地域の関係者の理解と協力を得ながら、地区進出学習会や家庭での話し合いなどを通して、身近な人の被差別体験や先人の生き方に学び、自分と部落差別とのかかわりを考え続けてきました。その中で、自信や誇りを持つとともに、主体的に部落差別を解消しようとする社会的立場の自覚を深めてきました。一方、地区外児童生徒においても、自らと部落差別とのかかわりを考える中で、一人ひとりが部落差別をなくすることを自分の問題として捉えるようになってきました。このように、すべての児童生徒に対し、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深める取組を進めてきました。

また、市町村においても推進体制の整備が図られ、同和地区における識字学級や青年学級、婦人学級、高齢者学級等、住民主体の学習活動を通じて、解放への自覚が育ってきました。また、あらゆる地域や職場、PTAなどの各種団体でも同和教育に取り組み、「差別をしてはいけない」という意識にとどまらず、一人ひとりの生き方を見つめ直し、人間としてのより豊かな生き方をしようとする人の輪が広がってきました。

さらに、差別の現実に学ぶ中から、行政施策の在り方が問われ、部落差別の実態と被差別当事者の視点とニーズに合った同和対策諸事業の推進が求められました。そこで、同和問題の基本認識と人権意識を培う行政職員の研修等も取り組まれてきました。

このように同和教育は、同和問題の解決を基本課題としながら、あらゆる差別問題の解決と人権課題につなげ推進するすべての偏見や差別を積極的に解消する人間を育成する教育へと発展し、さらにこれらの取組の中で、すべての人々の権利回復とエンパワメント、そして自己実現を図る取組が重ねられてきました。

このような同和教育の推進をめざす取組が大きな原動力となって、「人権教育のための国連10年」の取組の推進や、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を実現するなど、日本における人権教育の土台を築いてきたといえます。

### 2 当事者自身の権利について

昭和40(1965)年の同和対策審議会答申は、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において



形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」さらに、「市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。」と述べています。

しかし、長年にわたる関係者の努力にもかかわらず、現在なお完全には権利回復に至っていません。当事者の職業選択の自由、教育の機会均等が保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由等が完全に保障され、自己実現が図れる社会の実現に向けて努力することが大切です。

### 3 同和問題に関する課題について

これまでの同和教育や各種の人権教育・啓発の取組とも相まって、県民の人権意識は以前に比べると高まりが見られます。しかし、同和問題を「過去の問題」とし、無関心であったり避けようとしたりする意識も見受けられます。また、結婚・就職における差別、差別発言や差別落書き、戸籍等の不正取得、インターネットを利用した誹謗や中傷等の差別事象も依然として発生するなど、偏見や差別は根強く存在しており、部落差別はいまだ解消されていません。

さらに、新たな人権問題として、宅地建物取引の場で同和地区かどうかを調べる土地差別等が生じており、この解決に向けた取組が求められています。

結婚における差別については、差別事象としては表面化しにくいものですが、依然として厳しいものがあります。近年、同和地区と同和地区外の人との結婚は、婚姻率は高まってきてはいるものの、そこに差別が内在していたり、また、結婚後も家族や親戚との付き合いができないなどの状況が見受けられます。

就職における差別については、高校卒業時の公正採用選考に向けた学校、企業、行政が協力した取組が定着し、現状把握のもとでの指導・啓発等により具体的な改善が図られてきました。しかし、就職時の面接における違反質問等、プライバシーの侵害や差別につながる恐れのある事象は後を絶ちません。さらに、高校卒業時に比して、専門・専修学校や大学等の卒業時における公正採用選考のシステムは十分ではありません。

学校においては、同和問題に関する差別事象が依然として発生しています。また、同和地区生徒の高等学校卒業者の進学率は格差が縮小してきたものの、依然として県平均より低くなっています。中学校卒業者の進学率については、ほぼ県平均となっています。\*

地域や企業においても、差別落書きや発言等が起こっています。中には、他の差別問題に関わる内容を併記した差別落書きもあります。また、身元調査・聞き合わせなど、差別につながる人権侵害も後を絶ちません。

そして、従来の識字問題に加え、今日の高度情報化社会において、情報格差という新たな問題も現れてきています。

\*「平成17年度 同和地区実態把握等調査」（鳥取県）による。

### 4 権利の獲得及び人権を保障するために

これまで同和教育が培ってきたものの見方や考え方を今後も受け継ぎながら取組を進めることが大切です。特に、「差別の現実から深く学ぶ」という原則は、教職員や指導者等を念頭に強調されてきました。子どもや保護者の生活の現実・生活背景を深くとらえ、何が差別なのか、差別の現実がどこからくるのかということを追求め、そこから教育課題を明らかにしてきました。併せて、差別の厳

しい現実を知ることを通して、差別への怒りを実感するとともに、差別に立ち向かっていく人たちの強さやたくましさ、温かさに気づきました。そして、自分と差別のかかわりをみつめ、自らのありようと教育実践をつないでいく営みを重ねることを大切にしてきました。今後も、この原則を学校教育においても社会教育においても堅持するとともに、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めるという視点をより重視しながら、自己実現を果たすことをめざした同和問題解決の取組を進める必要があります。

## (1) 学校教育

### ア 同和問題の認識及び人権意識を育む学習の充実

児童生徒が同和問題に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を磨き、自他の人権を守ろうとする意識を育成できる学習とすることが大切です。そのためには、児童生徒の実態を適切に把握し、発達段階を踏まえながら、同和問題学習の内容や指導方法の工夫改善、及び児童生徒の仲間づくりに引き続き取り組むことが必要です。特に、児童生徒が具体的な問題を学習しながら、自分自身や周りの人たちとの関係をふりかえり、様々にある差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考えることと差別のない人間関係をつくり上げる教育実践を積み重ねていくことが大切です。

### イ 同和地区児童生徒への支援

同和地区児童生徒の進路保障の実現をめざして、就学前からの一人ひとりの状況に応じた取組がますます重要です。鳥取県進学奨励資金制度の成果を基に、平成14（2002）年に一般施策として新設された鳥取県育英奨学資金制度の活用が大切です。また、児童生徒の実態に応じ、授業改善に取り組むとともに、就学前からの読み聞かせや学習習慣の定着等、子どもの発達段階に応じた適切な学力向上のための取組が大切です。

今後も保護者や地域の関係者の理解と協力を得ながら、身近な人の被差別体験や先人の生き方に学び、自分と部落差別とのかかわりを考え続けながら、主体的に部落差別を解消しようとする意欲や態度を育てることが大切です。

## (2) 社会教育

地域等においては、市町村人権教育推進協議会等が主催する小地域懇談会や公民館等での同和問題講座、PTAなど各団体が主催する研修会や職場での研修会等を通じて、参加者一人ひとりが同和問題を自らの問題として認識するよう、取組の充実を図ることが重要です。

そのために、身近な課題を取り上げるなど創意工夫し、差別の現実から深く学ぶことを通して、同和問題に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を磨き、自他の人権を守ろうとする意識を育成できるような活動にすることが必要です。また、一回完結型の研修だけでなく継続的な研修により、参加者の課題意識に即し、問題を具体的に解決していく研修内容にすることが大切です。そして、学習のための学習に終わることなく、具体的に実践することが重要です。

## 第2節 男女共同参画に関する教育

### 1 これまでの取組

男女共同参画については、すべての国民は法の下に平等であるとした日本国憲法と国際的な動向を勘案しつつ法整備が進められてきました。

国連では、性差別撤廃を世界規模で取り組むために、昭和54(1979)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を採択しました。さらに平成7(1995)年に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面的参加等38項目からなる「北京宣言及び行動綱領」を採択しました。その後、平成12(2000)年の国連特別総会「女性2000年会議」、平成17(2005)年の第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)を通して、「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向けた一層の取組を求めています。

国では、昭和60(1985)年の「女子差別撤廃条約」の批准によって法や制度の整備が大きく進展し、平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」を公布し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現は「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」であるとして5つの基本理念\*1とともに国・地方公共団体・国民の責務を明確に定めました。同法に基づき策定された「男女共同参画基本計画」\*2は、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があります、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進める必要があるとしています。雇用の分野においても、昭和60(1985)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を公布し、平成11(1999)年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」として改正するなど、今日まで改正を経ながら取組が進められています。

\*-2-3

また、女性に対する暴力等の急増から、平成12(2000)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー防止法)」、平成13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されました。

鳥取県では平成12(2000)年に「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定し、具体的な基本理念を示し、県・市町村・県民及び事業者の責務を明確にするとともに、平成13(2001)年には「鳥取県男女共同参画計画」を作成し、その後第2次計画(平成19(2007)年から平成23(2011)年)を策定して、その推進計画や行動指針等の基本テーマを掲げ、それぞれに重点目標を設定して、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会の実現をめざした教育啓発活動を推進しています。

併せて、鳥取県教育委員会では、男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集「ともにかがやく」の小学校編(平成16年3月)及び中学校・高等学校編(平成17年3月)を作成し活用を図ってきました。

また、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は、男女の取扱い等について、男女共同参画基本法第3条に基づく「男女共同参画基本計画」の記述を念頭に置きつつ的確に対応する必要があるとしています。

\*1「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」

\*2『男女共同参画基本法』に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が定める計画。平成12年12月の第1次基本計画決定以降、5年ごとに見直され、現在の第3次基本計画では施策の分野の新設や成果目標項目の拡大が行われた。

\*-2-3 改正により、間接差別(身長、体重を採用要件とするなど、一方の性に対する不合理な不利益取扱)を規定するなど性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化等が盛り込まれた。

## 2 当事者自身の権利について

「女子差別撤廃条約」では、女性が政治活動をする権利、女性とその子が国籍を取得し維持する権利、男女同一の教育課程、試験を受ける権利、労働する権利、職業訓練を受ける権利、男女ともに親として家庭責任と職業を両立させることを可能にする権利、金融上の信用についての権利、婚姻における姓を選ぶ権利等、多岐にわたって具体的に述べられています。

平成5(1993)年に世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」では、女性に対する暴力の根絶を謳うとともに、女性の権利もまた普遍的で不可欠なものであり、そこには政治的、市民的、経済的、社会的、文化的等のあらゆる権利を含むことが確認されました。また、平成6(1994)年のカイロで開催された「国際人口・開発会議」において、健康と性と生殖に関する問題を当事者が責任を持って自己決定できる権利であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)がとり上げられました。

これらを踏まえ、「鳥取県人権施策基本方針―第2次改訂―」においては、ワーク・ライフ・バランス、固定的な性別役割分担意識等のように、社会的な性に関わる問題は女性だけの問題ではなく、男性も含めたすべての県民に関わる問題であるとしています。\*

\*本方針も同じ立場から、従来の「女性の人権に関する教育推進指針」に替え、「男女共同参画に関する教育の推進指針」とし、社会的性別(ジェンダー)の視点―「男性像」「女性像」は社会的につくられるものであり、偏見や差別につながっている場合もあるとする視点―を採用している。

### 3 男女共同参画に関する課題について

#### (1) 家庭における状況

平成18(2006)年社会生活基本調査(総務省)では、男性の家事、育児関連生活時間は女性の約1/6であるなど、固定的な性別役割分担意識が根強く存在する現状があります。

配偶者等に対する暴力(DV)については、平成13(2001)年の「DV防止法」施行以降、「鳥取県配偶者暴力相談支援センター」を開設するなど、DV被害者の実態に即した施策を実施する中、関係機関への相談件数は増加傾向にあります。また、DVが起きている家庭では子どもに悪影響を及ぼす可能性が高く、子どもの心のケアの重要性が広く認識されています。

#### (2) 学校における状況

学校においては、男女共生教育推進に向けて教育課程、学校運営、行事の企画運営の見直しや点検が取り組まれています。

平成21(2009)年の鳥取県男女共同参画意識調査によると、学校教育の分野において男女の地位が平等であると答えた人は、女性の66.9%、男性の75.3%であり、他の分野に比べて突出して高くなっています。しかし学校でもセクシュアル・ハラスメントが発生したり、子どもたちの間で「女子はこうあるべき」、「男子はこうあるべき」という固定的な性別役割分担意識が存在したりしています。また、児童生徒の発育・発達の早期化、児童生徒を取り巻く社会環境の変化(性情報の氾濫)等から、性意識の変化や性行動の多様化も進んでいます。その結果、デートDV(婚姻や事実婚の関係にない恋人等の親密な間柄でおきる、身体的・精神的な暴力で相手を支配しようとする行為)等の問題や性被害を含めた性に関する問題行動が生じています。

#### (3) 職場における状況

女性の賃金労働は、結婚・出産・子育て期に減少し、子育て後の再就職は大半がパートタイム労働者等の非正規雇用となっています。平成20(2008)年の厚生労働省賃金構造基本統計調査による県内の

一般労働者の平均賃金は、男性を100とすると女性は72.9となり、男女での格差は縮小傾向にありますが未だに存在しており、また、女性の管理職登用における格差も依然として存在しています。また、平成17(2005)年の鳥取県労働条件等実態調査によると、育児休業取得率は女性が70.2%に対し、男性は0%であり、また、介護においても女性が主として担わなければならない風潮があります。育児や介護において、男性の積極的な参加が緊急の課題です。

職場でのセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法の改正で事業主の防止措置を講じる義務が規定され、指針も示されるなど、防止に向けた取組、対策が進んでいますが、苦情窓口に相談しづらいといった意見があるなど、言葉による暴力や身体接触等があっても告発及び改善に向けた行動化ができていく状況もあります。

#### (4) 地域社会における状況

社会通念・慣習やしきたりなどにおける男女平等感は、平成21(2009)年の鳥取県男女共同参画意識調査によると男性が優遇されていると感じている人が76.7%を占めており、多くの人が男女の不平等を感じています。自治会役員(会長、副会長)における女性の割合は平成22(2010)年まで3%前後で推移し、地域社会の運営への女性の参画は少ない現状があります。

また、過度に性を誇張した表現のポスターや各種PR等は徐々に減少してきましたが、売買春等、性の商品化は社会に存在しています。さらに、ストーカーや性暴力等、人権を軽視し侵害する行為があり、女性が被害者となる事例が多い状況にあります。

### 4 権利の獲得及び人権を保障するために

#### (1) 学校教育

##### ア 男女共生教育の推進

学校教育全体を通じて、男女の平等や男女が相互に協力して家庭や社会の一員としての役割を果たすことの重要性等について指導の充実を図ることが大切です。また、男女が共に、生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を含む取組を推進するとともに、エンパワメントを促進しきめ細やかな支援を行うことが大切です。学校運営の面でも固定的な性別役割分担を前提に行われることがないよう留意し、その考え方がPTA活動等の地域活動にも浸透するように努めることが大切です。併せて、雑誌、テレビ等のメディアに描かれている性差別の情報を読み解く能力を高めることも大切です。

そして、子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、将来暴力の加害者になることを防ぐため、発達段階に応じて、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについての教育を推進するとともに、人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かで対等な関係を築くために、お互いの身体や健康に関することに対して自己決定できる学習の推進が重要です。

##### イ 児童生徒への支援

性暴力やセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害を児童生徒が正しく認識し、侵害がおきた場合は自己防衛できるように積極的に支援することが大切です。そのためにも、これら人権侵害に対する学校の相談体制を確立し、被害を受けた児童生徒のプライバシー保護を含めて、問題を解決していく取組が大切です。さらに、本人の意思を尊重しながら、継続した心のケアも不可欠です。

また、性暴力やセクシュアル・ハラスメント等の被害を受けた児童生徒、そしてDVが起こって

いる家庭の児童生徒に対しては、その安全を保障し、心のケアや安心して学習に取り組めるような支援も必要です。さらに、デートDVの被害者、加害者それぞれへの支援とともに予防のための取組も重要です。

## (2) 社会教育

男女共同参画社会の実現には、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎として、固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進することが大切です。

そのため、長い年月をかけて人々の意識の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画は単に女性の問題ではなく、男性も含めたすべての県民に係わる問題として認識を深めるための家庭・職場・地域を通じた生涯学習が必要です。

また、女性の社会参画の割合が低く、DV被害に占める女性の割合が高いなどの、女性の人権に関する現状を改めるには、女性のエンパワメント、すなわち女性自身が、様々にある偏見や差別が自分にどのように影響しているかを的確にとらえ、差別や人権侵害を解消していけるよう、社会全体で取り組むことが大切です。そのためには女性自身の権利意識を育む学習や、男性自身が家事、育児、介護への参画の在り方を考える学習、メディア等の中にある性差別の情報を批判的に読み解く学習を充実させることが必要です。併せて、具体的な行動を支援するネットワークづくりなど、男女共同参画社会の実現に向け、社会全体でどのように取り組むかを考えることが大切です。

## 第3節 障がいのある人の人権に関する教育

### 1 これまでの取組

我が国は、明治5(1872)年に学制を施き、その後、明治33(1900)年の小学校令の改正によって、義務、無償の公教育制度を確立しましたが、就学猶予や就学免除の規定により障がいのある子どもたちの教育を受ける権利は実質的に奪われてきました。

このような中で、昭和23(1948)年から盲・聾学校在学で義務制になり、昭和54(1979)年の養護学校義務制によりすべての障がいのある子どもたちへの教育がようやくなされるようになりました。そして、昭和56(1981)年の「国際障害者年」を契機に障がいのある人の人権を尊重するための施策や教育も充実してきました。

鳥取県においては、平成5(1993)年に策定した「鳥取県障害者計画」、平成9(1997)年に策定した「鳥取県障害者計画7か年重点計画」に基づき、障がいのある人や関係者の意見を聞きながら、ノーマライゼーション\*1の理念の実現に向けた諸施策を進めてきました。平成16(2004)年11月には、新たな「鳥取県障害者計画(新計画)」を策定し、平成21(2009)年5月には、その後の情勢の変化、施策の取組状況をふまえ、計画の一部変更を行いました。また、「鳥取県人権施策基本方針―第2次改訂―」は、「学校や地域など、身近な生活の中で、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生活していくことや、すべての人が社会での役割を持ち、意味ある存在であることを認識し、豊かな心を育み合うものとしての人間関係を築くこと」を大切にしながら教育を推進するとしています。また、平成22(2010)年から、誰もが暮らしやすい共生社会の実現をめざす「あいサポート運動」\*2を推進しています。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」も、障がいのある子どもとの交流教育をはじめ、教育活動全体を通じて、障がいのある人に対する理解、社会的支援や介護・福祉等の課題に関する理解を深めさせる教育を推進していくことが大切としています。

\*1 障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが地域社会を構成する一員として、まわりの人々と同じような、当たり前の生活が営めるように条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ通常であるという考え方。

\*2 様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人にあたたかく接するとともに、障がいのある人が困っているときにちょっとした手助けをする意欲のある人を「あいサポーター」とし、支援の輪を広げる鳥取県独自の取組。平成23(2011)年、島根県と共同連携推進の協定を締結し、山陰発の取組に。

## 2 当事者自身の権利について

障がいのある人の人権については、昭和56(1981)年の「国際障害者年」で「完全参加と平等」が広く世界に訴えられ、昭和58(1983)年からの「国連・障害者の10年」で様々な施策が進められました。これらの取組の中でノーマライゼーションの考え方や障がいのある人の人権を保障することの必要性が広く認識されるようになってきています。そして、平成20(2008)年5月には、障がいのある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が発効しました。\*

国内においては、昭和45(1970)年に制定された『心身障害対策基本法』において社会政策的な取組の重要性が示されました。この法律は、平成5(1993)年に『障害者基本法』に改正(平成16(2004)年、平成23(2011)年に一部改正)され、障がいを理由とする差別・権利侵害の禁止、社会的障壁の除去に向けた合理的な配慮の義務化等が規定されました。平成14(2002)年の新たな「障害者基本計画」において、「共生社会においては、障害者は社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する」という考え方が規定されています。また、「社会福祉基礎構造改革」により、平成15(2003)年度、障害者福祉サービスの利用が従来の「措置」から「利用者の選択による契約」に改められ、サービス利用者サービス提供者とが対等の関係になるなど、障がいのある人の自己決定に向けた取組が徐々に強化されてきました。そして、平成18(2006)年には、障がいの有無にかかわらず地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化やサービス提供の地域移行への推進を図ることをめざして「障害者自立支援法」が施行されましたが、あまりにも制度改正が性急であったため、多くの不安や不満が寄せられ、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を構築するため、平成21(2009)年12月に内閣に設置された障がい者制度改革推進本部で検討が行われています。

\*この条約は障がいのある人を「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのある者を含む」とし、「障がい」を社会関係の中でとらえるべきものとして定義している。

## 3 障がいのある人の人権に関する課題について

障がいのある人に対する障壁(バリア)には、段差やトイレ、交通機関等における物理的な障壁、入学や就職、資格試験等の制限による制度的な障壁、点字や手話サービスの欠如等による文化・情報面の障壁、障がいの発生原因や障がいについての理解不足等からくる偏見による意識上の障壁があります。そして、これらにより、障がいのある人に様々な不利益や不便が生じています。このうち、物理的障壁や文化・情報面の障壁については、バリアフリー化への取組やユニバーサルデザイン\*の推進等を通じて徐々に解消されてきています。しかし、精神障がいの場合のように、障がいに対する偏見や無理解に基づく言動が症状を悪化させるなど、意識上の障壁には依然厳しいものがあります。このため、障がいや障がいのある人に対する正しい理解や認識を深める学習を充実させ、心のバリアフリーを推進することが大切です。また、障がいのある人の雇用の場を拡大していくためにも、事業主

の理解・啓発や一般就労はもとより、在宅就労、グループ就労等の多様な就労形態を充実することが必要です。

さらに、人権意識の高まりの中で、「地域で暮らしたい」「自立した生活を送りたい」との思いから、障害福祉サービス事業所等、地域生活に密着した活動・生活の場が作られるようになってきました。しかし、その施設環境は十分ではなく、賃金も低く、自立のためにというよりも日中生活の場として通所する人がいるのも現状です。そして、障害福祉サービス事業所等はまだまだ不足しており、その設置促進のためには周辺住民の理解も必要です。また、重度・重複化により、これらの施設の利用もなかなか難しく、地域で暮らしていても外に出て活動する場所がなく、孤立してしまいがちな人もいるなど、課題が多く残されています。

\*障がい、年齢、性別、言語等、人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境等をデザインすること。

#### 4 権利の獲得及び人権を保障するために

障がいや障がいのある人への偏見や差別が残されてきた要因としては、障がいや障がいのある人に対する正しい理解や認識を深める学習や啓発が不十分であること、障がいの種類により福祉施策に格差があること、住んでいる地域により福祉サービスの取組やその情報提供に格差があること、そして、法の整備や支援体制が十分に整えられていないことなどがあげられます。

障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するためには、障がいを個人の特質として捉え、障がい者差別の問題は、個人や家族だけの問題ではなく、社会全体の課題であるという認識を深め、解決していこうとする態度を育成することが大切です。

##### (1) 学校教育

###### ア 障がいや障がいのある人の理解と共生に関する教育の推進

児童生徒が、障がいの種類や程度によって、様々な障壁の違いがあることを体験や学習等で具体的に理解し、どこに人権侵害があるのかを正しく認識することが必要です。そして、障がいの種類や程度に応じた適切な対応のために、特別支援学校や特別支援学級をはじめ、障がいのある人や家族、支援者等との交流やふれあいを通して思いや願いを聞くことが大切です。

また、自分自身や周りの人たちとの関係をふりかえり、様々な偏見や差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考える教育実践を積み重ね、共に生きていこうとする態度を育てることが重要です。併せて、保護者への啓発にも努めることが必要です。

###### イ 特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒に対しては、一人ひとりにその障がいの程度に応じた個別の教育支援計画を保護者とともに作成することによって、障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な支援を行うことが必要です。特別支援学校は、教育環境の整備と医療・福祉・労働等関係部局や関係機関、大学やNPO等との一層の連携を図り、地域における特別支援教育の中核的機関としての機能を果たすことが必要です。また、特別支援学級在籍の児童生徒に加え、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、広汎性発達障がいなどの障がいのある児童生徒に対しても、教育的ニーズを的確に把握し、柔軟な教育的支援を実施することが求められます。そして、これらの支援に対し常に評価、見直しを行い、保護者との連携のもと、よりよい支援を図ることが大切です。

このように、障がいのある児童生徒へ適切な支援を行い、自己選択や自己決定の尊重による自律



した社会生活をめざすためには、小・中学校に専門性をもった教員を配置すること、直接指導に関わる教員の専門的な知識や技能を向上させること、管理職が中心となり支援体制の整備を図ること、LD等専門員、特別支援教育コーディネーターなど校外の人材を有効に活用することなどが必要です。

## (2) 社会教育

身近な生活の中で、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生活していくことが必要です。また、人は支え合い、補い合って社会を形成しており、すべての人が社会での役割を持ち、意味のある存在であることを認識し、豊かな心を育み合うものとしての人間関係を築くことが大切です。そのためには、障がいのある人の立場に立ったバリアフリーの考え方やその具体的な取組、さらにユニバーサルデザインに対する理解や普及等によって、障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消することが求められます。障がいのある人が地域で共に生活するためには、グループホーム、ケアホームなど地域福祉サービスに対する地域住民の理解を深めることが大切です。また、障がいのある人の自立と就労のためには、企業の障がい者雇用率の達成と障がいに対する正しい認識が不可欠です。これらの取組を進めるに当たっては、障がいや障がい者施設等への理解の促進、福祉制度についての情報提供、交流やふれあいの機会を多く設けることなどが大切です。

## 第4節 子どもの人権に関する教育

### 1 これまでの取組

平成元(1989)年、「児童の権利に関する条約(以下、子どもの権利条約)」が国連総会において採択され、これを我が国は、平成6(1994)年に批准しました。この条約は、子どもを保護の対象としてだけでなく、「共に歴史を作るパートナー」として認め、子どもを権利の主体とし、人間の尊厳の体現者として認めています。

学校では、個に応じた学習指導の工夫や、わかる授業をめざした授業改善を図るなど教育を受ける権利の保障を図るとともに、人権侵害や差別を許さない人間関係を育み、子どもたちが安心して学校に通い、それぞれが自己実現を図れることをめざしてきました。「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は、「人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努めるとともに、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める」という基本的な考え方が示されました。

しかし、学校教育や社会教育の中で「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、子どもの権利について理解を深めたり、社会全体で子どもの人権が大切にされた環境を整えたりする取組は、まだまだ十分とはいえない状況があります。

### 2 当事者自身の権利について

我が国では、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進等に関して「日本国憲法」をはじめ「教育基本法」や「児童福祉法」、「児童憲章」等において、子どもは人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられなければならないとする児童の権利に関する基本原理や理念が示されています。

また、「子どもの権利条約」では、子どもは保護を受ける存在であるとともに、権利の主体としての存在であり、大人と同じ社会の構成員として認めるなど子どもの権利保障を明らかにしています。

この条約では、子どもの最善の利益の保障を掲げています。これは、子どもたちを甘やかすことではなく、「子どもの人権を保障することこそが、将来への投資となり、人類の未来を保障することにつながる」という歴史の中で培われた国際的な考えに基づくものです。

この条約で保障された子どもの権利の4つの柱は次のとおりです。

①生きる権利 (生存)	: 防げる病気等で命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられること など
②育つ権利 (成長発達)	: 教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること など
③守られる権利 (保護)	: あらゆる種類の虐待や搾取等から守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること など
④参加する権利 (市民的自由及び参加)	: 自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできること など

そして、子どもたちをめぐる様々な憂慮すべき状況を踏まえ、平成11(1999)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12(2000)年に「児童虐待の防止等に関する法律」の制定等、子どもたちの人権侵害を防ぐための法律が制定されています。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、家庭内における児童に対する虐待を明確に定義し、その禁止、その防止に関する国及び地方公共団体の責務等を定め、虐待を受けた児童を発見した者に速やかに福祉事務所又は児童相談所へ通告することを義務づける等、迅速かつ適切な子どもの保護を行うよう規定しています。特に学校の教職員、その他児童福祉に職務上関係のあるに者は、児童虐待の早期発見に努め、発見した場合は速やかに福祉事務所又は児童相談所へ通告することを義務づけています。そして、平成16(2004)年の改正では、通告先に市町村を加え、「虐待を受けたと思われる児童」を通告義務の対象とするとともに、保護者以外の同居人の行為も虐待に含めたり、DVを心理的虐待に含めたりしました。さらに、平成19(2007)年の改正で、子どもの安全確認等のための立入調査等や、保護者に対する施設入所等の措置のとられた子どもとの面会又は通信等の制限を強化するなど、一層子ども保護の仕組みを補充・強化するとともに、児童虐待が子どもの人権の侵害であることを明記しています。

### 3 子どもの人権に関する課題について

核家族化、少子化が進み、先行き不透明といわれている社会の中で、子どもを取り巻く状況は、いじめや暴力行為、体罰、不登校、児童虐待、児童買春、薬物乱用等、懸念すべき状況にあります。子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されなくてはなりません。現実には、権利の主体として尊重されなかったり、人間としての尊厳が傷つけられたりすることがあります。これらの状況は、相互に関連し合い、今の子どもを取り巻く深刻な状況を示しています。国連の子どもの権利委員会の勧告にも述べられていますが、今一度、子どもの人権について再点検する必要があります。

#### (1) いじめ、暴力行為

いじめは、「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」(文部科学省)のことで、最悪の場合、被害者が死を選択するという事態を招くこともあります。その中には、まちがっていると認識しながら加害者に加担している子どもや傍観的立場の子どもが存在しており、いじめを支えていると考えられます。また、児童生徒間、対教師の暴力行為等は低年齢化する傾向にあり、ストレスなどにより自己コントロールが失われ突然暴力を

振るうこともあります。

## (2) 体罰

体罰は「学校教育法」第11条で禁止されていますが、体罰による人権侵害は、依然として憂慮すべき状況にあります。また、学校だけでなく地域のスポーツクラブ等でのいきすぎた指導で、子どもたちが傷つけられる事例も見受けられます。体罰は、いかなる場合も絶対許されないということを、教職員はもちろんのこと、すべての人が認識をする必要があります。

## (3) 不登校

鳥取県の不登校児童生徒の割合は、平成10年から平成11年にかけてのピーク時より一定の改善は見られますが、今後も継続した支援が必要な状況です。学校生活や家庭生活等、子どもたちがおかれている様々な状況によって学校に登校できなくなったり、教室に入れなくなったりする児童生徒に対して、その原因や背景を探り、個々の状況に応じた教育を受ける権利をどのように保障していくか課題となっています。

## (4) 児童虐待

子どもを権利の主体として尊重しない家庭や、保護者の義務である子どもの発達段階に応じた適切な子育てが行われない家庭が見られます。また、鳥取県でも子育てに悩みを抱える家庭が増加し、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）等の相談も依然として多く寄せられており、深刻かつ緊急を要する社会的な人権問題となっています。

## (5) 児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等

地域社会では、少子化の進行、核家族化の進展、家庭の地域での孤立化、地域社会の子育て環境の未整備により、「大人と子ども」「子どもと子ども」の関わりが希薄になってきている中で、少年非行や児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等子どもの健全育成や健康・福祉を害する犯罪が見受けられ、子どもの人権が保障されていない状況があります。

## 4 権利の獲得及び人権を保障するために

### (1) 学校教育

#### ア 子どもの人権に関する学習

「子どもの権利条約」等に基づいて子ども自身が、その権利について正しく学習し、自他の権利の大切さを認めながら、権利の主体としての意識を育てる学習をカリキュラムの中に位置づける必要があります。そして、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげるために、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識や、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるコミュニケーション技能、自他の価値を尊重しようとする態度等の資質・能力を育成することが大切です。

また、自他の権利を大切にするとともに社会の中で果たすべき義務や自己責任について考えさせ、自分たちは保護者や地域の人々等様々な人々に支えられていて、多くの愛情を受け自分たちの生活が守られていることも理解させることが大切です。

#### イ 子どもエンパワメントの向上

子どもの能力を可能な限り最大限まで発達させるために、一人ひとりに応じた学習指導や「参加型」学習等を通して自ら学び自ら考える力を育成し、個性や能力をみがき自己実現できるようにすることが大切です。また、国際交流や自然体験の機会を積極的に設け、異文化を尊重したり、自然環境を大切にしたりする態度を育むことも大切となってきます。そして、職場体験・体験入学等の活動を通して、子どもが自分の適性や興味・関心に応じて進路を主体的に選択し、自己実現に向けてのびのびと力が発揮できるようにする必要があります。

## ウ 人権侵害があった場合の子どもへの支援

いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、少年非行等子どもをめぐる問題は、お互いに絡み合っている場合が多く、その中には、被害者のもとより、加害者自身が実は人権侵害にあっていることも少なくありません。したがって、一つの現象面だけにとらわれず、それぞれの問題に関連づけながらその背景を探り課題解決を図る必要があります。そして、過度の競争主義、学習の遅れ、子どもたちの人間関係等の観点から、教育活動全般にわたり見直しを図り、子どもが安心して学ぶ学校づくりを進めることが大切です。

とりわけ、いじめや暴力行為、児童虐待等の人権侵害が明らかになった場合は、まず、被害者の不安を解消するために緊急な対応が必要です。そして、加害者も含めた当事者に対する個別具体的に丁寧な関わりが大切となってきます。そのためにも、学校と家庭や地域が一体となり、スクールカウンセラーや児童相談所等の関係機関と連携をとり、多面的な子ども理解によるきめ細かな支援体制や相談体制の充実が一層求められています。

## (2) 社会教育

### ア 子どもの人権についての学習

子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習の機会の充実に努める必要があります。その際、地域の子どもの人権侵害の現実、「子どもの権利条約」や「児童虐待の防止等に関する法律」等の趣旨や歴史的経緯を踏まえ具体的に学習を行うことが大切です。

また、保護者に対する家庭教育についての学習機会や情報、子育てに関する相談体制の整備等、家庭教育を支援する取組の充実も大切となります。

### イ 地域の子どもへの支援

子ども会活動やPTA活動等を通して、子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、地域の教育力（人材・風土・文化）を活用しながら、自然体験や社会体験を推進し、子ども同士や子どもと大人との関係をさらに広げて、地域ぐるみで子どもの豊かな人間関係づくりを進めていくことが大切です。そのためにも、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりや安心して子育てできる環境づくりを進めることが大切です。また、TV、携帯電話、インターネット等の情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成する取組も必要です。

さらに、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」等による相談体制を充実させ、関係機関と連携したり、いじめや不登校等悩みや問題を抱える子どもたちのための地域ぐるみの支援体制を整備したりしていく必要があります。

## 第5節 高齢者の人権に関する教育

### 1 これまでの取組

我が国は、生活水準の向上や医療技術の進歩等により平均寿命が著しく延び、平成 22(2010)年 10 月現在の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上高齢者の割合）は 22.7%となり、世界でも有数の長寿国となっています。

今後、戦後生まれのいわゆる「団塊の世代」が 65 歳に到達することもあり、一層高齢化が進行することが見込まれています。

こうした現状を踏まえ、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度について、平成 18(2006)年に「予防重視型システム」への転換として、要支援・要介護状態の発生や重度化への進行を予防することを目的に見直しが行われています。

また、社会問題となっている高齢者虐待について、高齢者の尊厳の保持のため高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要という観点から、平成 18(2006)年 4 月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、早期発見、早期対応に向けた取組が行われているとともに、平成 23(2011)年には改正介護保険法が成立し、市町村が市民後見人（親族がいない認知症の高齢者等の成年後見人になる一般市民のこと）の養成と活用を推進することが盛り込まれるなど、高齢者の人権を守る取組が進められています。

鳥取県では、平成 21(2009)年 3 月に、「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（鳥取県老人福祉計画及び第 4 期介護保険事業支援計画）」を策定しました。この計画では、高齢者が「長年にわたり社会の発展に寄与され豊富な知識と経験を持った方として敬愛されるとともに、生きがいを持って健全で安らかな生活が送れること」、「介護や支援が必要になっても、高齢者の尊厳が保たれ、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができること」を基本理念とし、その実現に努めています。\*

学校教育においては、社会保障制度の学習を通して高齢者の人権に関することを学んだり、高齢者との交流活動を行ったりしています。

社会教育では、高齢者の生活を豊かにするための教養の向上、健康増進、地域交流、社会奉仕等を目的として、高齢者が学習する機会や場が地域の中でさまざまなかたちで設けられてきました。

「人権教育の指導方法等の在り方[第三次とりまとめ]」は、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に対する基礎的理解や介護・福祉等の課題に関する理解を深める教育を推進するとしています。

\*このプランは平成 23(2011)年度に見直しを行うこととしています。

### 2 当事者自身の権利について

平成 3(1991)年の国連総会で高齢者の人権を保障するための「高齢者のための国連原則（5つの原則＝自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）」が採択されました。この原則は、平成 11(1999)年の「国際高齢者年」や「高齢化問題世界会議」等、その後の国際的な取組の基本原則となっています。平成 22(2010)年 10 月時点の本県 65 歳以上高齢者数は約 15 万 4 千人、高齢化率は 26.1%であり、今後、平成 47(2035)年には高齢化率が約 35%まで上昇することが見込まれ、県民 3 人に 1 人は高齢者になると予測されます。これらのことから、高齢者が生きがいを持ちながら、安心して暮らすことができる、また、地域の重要な一員として尊重される社会の実現が求められます。

これらの課題に対しては、教育や啓発、相談体制の充実、医療・福祉サービスの質の向上、地域福祉、地域「支え愛」体制の充実等の取組が行われています。

## 〔高齢者のための国連原則〕

### ○自立 (independence)

高齢者は

- ・収入や家族・共同体の支援及び自助努力を通じて十分な食料、水、住居、衣服、医療へのアクセスを得るべきである。
- ・仕事、あるいは他の収入手段を得る機会を有するべきである。
- ・退職時期の決定への参加が可能であるべきである。
- ・適切な教育や職業訓練に参加する機会が与えられるべきである。
- ・安全な環境に住むことができるべきである。
- ・可能な限り長く自宅に住むことができるべきである。

### ○参加 (participation)

高齢者は

- ・社会の一員として、自己に直接影響を及ぼすような政策の決定に積極的に参加し、若年世代と自己の経験と知識を分かち合うべきである。
- ・自己の趣味と能力に合致したボランティアとして共同体へ奉仕する機会を求めることができるべきである。
- ・高齢者の集会や運動を組織することができるべきである。

### ○ケア (care)

高齢者は

- ・家族及び共同体の介護と保護を享受できるべきである。
- ・発病を防止あるいは延期し、肉体・精神の最適な状態でいられるための医療を受ける機会が与えられるべきである。
- ・自主性、保護及び介護を発展させるための社会的及び法的サービスのアクセスを得るべきである。
- ・思いやりがあり、かつ、安全な環境で、保護、リハビリテーション、社会的及び精神的刺激を得られる施設を利用することができるべきである。
- ・いかなる場所に住み、あるいはいかなる状態であろうとも、自己の尊厳、信念、要求、プライバシー及び、自己の介護と生活の質を決定する権利に対する尊重をも含む基本的人権や自由を享受することができるべきである。

### ○自己実現 (self-fulfilment)

高齢者は

- ・自己の可能性を発展させる機会を追求できるべきである。
- ・社会の教育的・文化的・精神的・娯乐的資源を利用することができるべきである。

### ○尊厳 (dignity)

高齢者は

- ・尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送ることができるべきである。
- ・年齢、性別、人種、民族的背景、障がい等に関わらず公平に扱われ、自己の経済的貢献に関わらず尊重されるべきである。

### 3 高齢者の人権に関する課題について

高齢化の進展に伴い、身体能力の低下や認知症等によって介護を必要とする高齢者が増加し、現時点では高齢者のうち約5人に1人が要介護・要支援認定を受けており、そのうち約半数が認知症と推定されています。

さらに、少子化や核家族化などの社会環境の変化により、高齢者のひとり暮らしや、高齢者夫婦のみの世帯が増加してきており、家族で介護する機能が低下してきている、あるいは高齢者の社会的孤立や生活不安を招いているなどといった問題もあります。

このような中、介護を行っている高齢者の家族や介護施設の従事者等による、介護放棄や身体的・心理的・経済的な虐待、さらには身体拘束が高齢者の人権に関わる深刻な問題として表面化しています。

毎年、県が実施している高齢者虐待に関する調査報告においても、平成21(2009)年度には県内の市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、155件（うち事実確認の結果虐待と判断したのは114件）、施設等の専門職による高齢者虐待に関する相談・通報は2件（うち、事実確認の結果虐待と判断したのは1件）という結果になっています。

### 4 権利の獲得及び人権を保障するために

高齢者の多くは、元気で自立した生活を送っていますが、生涯を健康で生きがいを持ちながら、「高齢者が地域社会の重要な一員」として、積極的な役割を果たしていくことができ、長生きの良さを実感できる社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後は一層、高齢者の人権について、正しい知識と理解の普及を促進し、成年後見制度の活用を図りながら、高齢者に対するあらゆる虐待、身体拘束の根絶に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努め、高齢者をみんなで支えあい、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できる社会の構築に向けた取組を進めていく必要があります。

#### (1) 学校教育

高齢者の人権を学習する際には、「高齢者のための国連原則」を踏まえて学習することが大切です。高齢者を取り巻く様々な社会保障制度の理解と併せてユニバーサルデザイン、ノーマライゼーションなどの考え方を学習に取り入れていくことが必要です。また、高齢者の人権侵害の実態を知り、その解決に向けた取り組みへの理解を深める必要があります。

そして、高齢者の持つ豊かな知識や経験を児童生徒との交流学习や地域での活動の中で伝えていくことが大切です。また、高齢者の思いや願いを受け止め、生きがいや生きている喜び、命の尊厳が実感できる環境づくりが大切です。

#### (2) 社会教育

##### ア 高齢者の人権に関する教育の充実

高齢者の人権を学習する際には、「高齢者のための国連原則」を踏まえながら高齢者を取り巻く現行の様々な社会保障制度の理解と併せてユニバーサルデザイン、ノーマライゼーションなどの考え方を学習に取り入れていくことが必要です。また、高齢者虐待等、高齢者の人権侵害の実態を知り、その解決に向けた取り組みへの理解を深める必要があります。

学習においては、当事者の思いや願いを受け止めることが大切であり、高齢者の介護に関する具体的な事例を取り上げたり、ロールプレイや高齢者疑似体験を行ったりすることが効果的です。ま

た、高齢者との交流を進めていくことも高齢者への理解を深める上では大切です。

## イ 高齢者の学習活動の充実

高齢者自身の自立支援や高齢者の自己決定、自己実現が図られるために、高齢者の持つ豊かな知識や人生経験を地域全体で生かしたり、高齢者が、各人の健康や能力に応じ、地域の中でボランティア、就業、あるいは起業といった社会参画をしてその能力を生かすことができる環境づくりが求められます。

高齢者の持つ人生経験と学習内容を発展的につなぎ、より高い能力の獲得そして自己実現が図れる学習機会の提供をそれぞれの地域で積極的に行うことが必要です。

## 第6節 外国人の人権に関する教育

### 1 これまでの取組

県内には約4,200人の外国人（平成22年末現在）が暮らしており、これは県人口の約0.7%となっています。その3分の1を韓国・朝鮮籍の人が占めていますが、多くは過去の我が国による植民地支配等、様々な歴史的経緯によって我が国に定住するようになった人たちとその子孫です。

一方、留学・就学や教育・国際業務等をはじめとする様々な目的で県内に居住している外国人の数は増加しつつあります。とりわけ、県内企業での技能実習を目的とした中国からの外国人が急増しており、最近10年間で約4倍にまで増加しています。また、米子ーソウル間の定期航空便、環日本海定期貨客船の就航等に伴い、主に観光目的等で一時的に県内に滞在する外国人の数も増加傾向にあります。

鳥取県においては「鳥取県人権施策基本方針―第2次改訂―」で、国際理解教育の推進、多文化共生の実現に向けた取組、外国人\*児童生徒に対する教育の充実についての方針等を示しています。

鳥取県教育委員会では、環日本海諸国をはじめ様々な国々との学校間交流やスポーツ交流等の国際交流事業を推進してきました。また、日本語の苦手な保護者に学校生活の状況を案内するための8言語版の「学校生活ガイドブック（小・中学校編）」の作成、日本語指導が必要な高校生への指導に係る加配措置等を行ってきました。

また、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人ひとりの人権を尊重していく観点からの取組が求められるとしています。

\*「外国人」には、現在は日本国籍を有しているが、外国にルーツを持つ人も含む。外国人の人権をめぐる問題は、国籍に起因するものだけではなく、外国にルーツを持つ人をめぐる問題として考える必要があるため、この基本方針における「外国人」には、「現在は日本国籍を有しているが外国にルーツを持つ人」も含むものとします。

### 2 当事者自身の権利について

平成8(1996)年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（人種差別撤廃条約）」が国内において発効し、人種差別や外国人差別等のあらゆる差別の解消のためのさらなる取組や国際的な視野から一人ひとりの人権が尊重される真に豊かでゆとりある人権国家の実現が求められています。国連の児童の権利委員会は、政府報告への平成22(2010)年の最終見解の中で、外国人学校への補助金の増額や大学入学試験への差別的でない取扱いを求めています。

国内では、平成11(1999)年の「外国人登録法」一部改正により、外国人の指紋押捺制度が一旦全廃されましたが、平成19(2007)年の「出入国管理及び難民認定法」改正により、国際的テロ事件の



未然防止対策の一環として日本国籍を有しない人が入国する際には指紋及び顔写真の個人識別情報を提供することが義務づけられました。平成 21(2009)年の改正では在留カードの交付等、新たな在留管理制度の導入、特別永住者証明書の交付、研修・技能実習制度の見直し\*、在留資格の「留学」と「就学」の一本化等が盛り込まれました。平成 21(2009)年に「国籍法」が改正され、父が日本人である場合、届出により非嫡出子も出生後に日本人に認知されていれば、父母が結婚していない場合にも届出によって日本国籍を取得することが可能になりました。日本の国籍を取得することができるようになりました。

この間、鳥取県では、外国人の生活相談窓口の設置や一部の職種を除く県職員並びに教員の採用についての国籍条項の撤廃等に取り組んできました。

現在、日本国籍を有しない外国人には、法律上参政権が与えられていませんが、この外国人参政権については、平成 7(1995)年の最高裁判決において、一定の外国人に地方選挙権を付与することに関し立法裁量を認める判断が示され、その後も、国会や地方議会において様々な議論がされています。この問題については、国際社会の動向等も参考にしながら、多角的に議論をすることが求められています。

\* 実質的に低賃金労働者として扱う等の問題へ対応するため、研修生・技能実習生の保護の強化を図る観点から、実務研修中の研修生が労働関係法令上の保護を受けられるよう変更。

### 3 外国人の人権に関する課題について

様々にある偏見や差別により、外国人自身が本名を名のりにくい状況や自分のルーツを否定的に捉える状況、文化や学校制度の違い、日本語の習得と母国語の保持（習得）との間での葛藤等から、日常生活や学校生活に対して不安や悩みを抱えている状況等があります。

地域社会において、外国人に対して、言語をはじめ文化や宗教、習慣等の違いによる入居・入店拒否、就労の障害等、様々な問題が存在しています。

そのため、様々にある偏見や差別が、外国人の人権に関する問題にどのように影響しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。

### 4 権利の獲得及び人権を保障するために

#### (1) 学校教育

##### ア 国際理解教育の推進

鳥取県教育委員会では「国際理解教育」において、その目標に基本的人権の尊重を明示しています。外国人の人権に関する問題を学習する際には、人権尊重を基盤としながら異なる文化、宗教、生活習慣等における多様性を受け入れ、これを尊重し、偏見や差別の解消に取り組む意欲や態度を身につけられるよう、学習を推進することが大切です。特に、自校に在籍する児童生徒のルーツ国や鳥取県が交流を進める環日本海諸国の文化や歴史を適切に指導していくとともに、留学生、帰国子女、地域に住む外国人等、異なる文化を持つ人との交流を活発に行うなど、外国人の文化、言語、習慣、宗教等についての理解を深められるよう工夫することが重要です。

##### イ 外国人の児童生徒等およびその保護者への支援

外国人の児童生徒等の学力や日本語能力を把握し、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな学習指導や日本語指導を行う必要があります。また、本人、保護者へ学校生活に関することや進路に関する情報提供を積極的に行い、学校生活への理解を深め、不安解消を図ることが大切です。

そして、様々な教育活動を通して外国人の児童生徒等の自尊感情の形成を支援するとともに、放課後等に母国の文化や言語を学習する機会を保障する等、児童生徒の教育課題に応じた支援が大切です。

## (2) 社会教育

外国人の人権に関する学習課題として、外国人のおかれている現状を知らないということがあります。言語をはじめ文化や宗教、習慣等の違いによる入居・入店拒否、就労の障害等、地域社会にある課題について小地域懇談会等を通じて具体的に学習することが重要です。外国人に関する様々な問題は、当事者にとって日常を支配する大きな問題です。特に、学習者は外国人が地域で暮らす同じ住民であるという意識を持ち、共生社会の実現に向けた行動化を促すような学習をしていくことが大切です。そのためには、異なる文化を持つ人との様々な交流を活発に行うなど、外国人の文化、言語、宗教、習慣等についての理解を深められるよう工夫することが大切です。併せて、外国人が安心して生活・滞在できるよう、日本語習得の機会を提供したり、教育関連情報をできる限り多言語で提供するなど配慮に努めることが大切です。

## 第7節 病気にかかわる人の人権に関する教育

### 1 これまでの取組

子どもたちの中には、アトピー性皮膚炎で悩んでいたりと、表面的にはわからなくても内臓疾患やてんかんがあったりするなど、病気にかかっている子どもがいます。学校では、こうした病気にかかっている子どもに対して、プール入水時や給食時の配慮、補充学習等、子どもたちの教育を受ける権利の保障や自己実現を図るために、様々な支援体制を整えてきました。

インフルエンザなどの感染症については、健康教育の中で、健康な生活を営むため、病気の予防という観点で、正しい知識と対処の仕方について学習しています。また、社会問題として、水俣病等を引き起こした公害についても、原因やその人権問題の学習がなされてきました。

H I V感染症については、エイズ患者が初めて日本で確認された昭和60(1985)年当時、病気に対する情報不足や誤った認識から、患者・感染者に対して偏見や差別が生まれ、H I V感染症への積極的な対応が教育に求められました。鳥取県教育委員会では、平成6(1994)年に「性教育・エイズ教育指導の手引」中学校・高等学校編を、翌年に幼稚園・小学校編を作成し、さらに、平成16(2004)年には中学校・高等学校編を再編し、教育活動全体を通じてH I V感染症に対する正しい理解と患者・感染者に対する偏見や差別の解消をめざし取り組んできました。

ハンセン病については、我が国ではその認識の誤りが明らかになってからも、国策により隔離政策は継続され、教育現場の中でも児童通学拒否事件(黒髪事件) \*1や不正確で社会不安を誘発する教科書記述の問題等、ハンセン病やハンセン病患者・回復者及びその家族に対する偏見や差別が助長されてきました。平成8(1996)年の「らい予防法」廃止、平成13(2001)年の熊本地裁判決及び政府の控訴断念を契機に、鳥取県では知事が「無らい県運動」を積極的に推進した県の責任について公式に謝罪しました。そして、療養所への訪問、講演、啓発資料刊行、児童生徒を対象とした学習会等、ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け取り組んでいます。また、鳥取県教育委員会でも平成13(2001)年に人権教育副読本を刊行するなど各学校での取組を支援してきており、ハンセン病にかかわる人の人権についての学習が展開されてきました。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」においても、エイズ患者やH I V感染者、ハンセン病患者・回復者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて取り組むこと、その際、

保健体育担当教員や養護教諭との連携を図ること、啓発資料を適切に活用することが重要だと示しています。

今後一層、H I V感染症やハンセン病等の病気にかかわる人\*2の人権を正しく理解するための学習や、偏見や差別の解消に向けての取組の充実が、学校教育及び社会教育の中で求められています。

\*1「黒髪事件」は、ハンセン病療養所に入所させられた親を持つ児童の地元小学校への通学が拒まれた事件。

\*2「病気にかかわる人」とは「病気の患者・感染者・回復者及びその家族」のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人をいう。

## 2 当事者自身の権利について

H I V薬害訴訟の和解、「らい予防法」の廃止を契機に、「伝染病予防法」が抜本的に見直される中、「エイズ予防法」「性病予防法」は統廃合され、平成11(1999)年「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。その後、この法律は、平成18(2006)年12月に改正されましたが、国や地方公共団体が行う感染症予防・まん延防止の施策は、感染症患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等の人権を尊重しつつ推進されることが基本理念として明記されました。

近年の医療現場においては、患者と医療従事者が対等な立場に立ち、患者の自主性が尊重された医療が重要視され、医療従事者は必要な診療情報を適切に提供し、患者の理解・合意のもとに医療が行われることが求められています(インフォームドコンセント)。また、主治医以外の医師に意見を求める行為(セカンドオピニオン)を診療方法のひとつの選択肢として周知することや患者のプライバシーの権利への配慮等を進めて、医療現場において患者が尊重される、患者本位の医療体制を構築していくことが必要とされています。

## 3 病気にかかわる人の人権に関する課題について

教育現場の中には、教職員自身の病気に対する十分な認識がないことによる子どもやその家族への不十分な対応や支援、子ども同士での言葉を使つての仲間はずしなどの状況があります。

ハンセン病問題では、人々の病気に対する誤った知識や偏見とともに、国策により患者や回復者を長期にわたり社会から療養所へ隔離した国や行政等の責任が問われ、平成20(2008)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにしました。しかし、現状として、社会的には未だに根強いハンセン病への偏見や差別が存在しており、ハンセン病回復者が安心して暮らすにはまだ十分ではありません。

H I V感染症では、患者・感染者数は依然として増加傾向にあります。疾患についての正しい知識や理解の不足から、患者・感染者等に対し、依然として根強い偏見や差別が存在しており、正しい知識の普及啓発に努め、偏見や差別を解消し、患者・感染者等が安心して暮らせる社会を構築することが重要です。

原因が不明で、効果的な治療法が確立されておらず、経過が慢性的で、その治療が非常に長期にわたる難病は、病気の知識・理解の不足によって、十分に働くことができる人も思うように就労できない場合があります。また、厚生労働省が指定している難病のほかにも、大きな負担をもたらす疾病があり、社会の一層の理解が求められています。

## 4 権利の獲得及び人権を保障するために

### (1) 学校教育

## ア 病気にかかわる人の人権に関する教育の充実

病気についての理解を深め、患者・感染者・回復者及びその家族等に対する偏見や差別をなくすために、児童生徒の発達段階を踏まえながら、性教育や健康教育の充実を図ることが大切です。

HIV感染症、ハンセン病、難病等の病気にかかわる人の人権については、地域や児童生徒の実態及び発達段階に応じて、プライバシーの権利の保障に配慮しながら適切に学習を進めることが重要です。その際、患者・感染者等の権利回復の歴史に学ぶとともに、患者・感染者・回復者及びその家族等の思いや願いをしっかりと受け止めていくことが大切です。

## イ 病気にかかっている子どもへの支援

病気にかかっている子どもやその家族の不安や悩みを軽減できるよう、医療機関、関係団体等と連携し、学校としての相談体制や支援体制を一層充実させる必要があります。長期入院している児童生徒については、院内学級等により教育を受ける権利を保障し、児童生徒の自己実現が図られるよう配慮しなければなりません。その際、家庭との連携を十分にとり、本人及び家族の思いや希望を受け止めていくことが大切です。

## (2) 社会教育

患者・感染者・回復者及びその家族等のプライバシーの権利が保障されて安定した日常生活を営むことができるよう、病気に対する理解を深めるとともに、偏見や差別をなくす住民啓発・教育を適切に進める必要があります。そのために、講演会、啓発パンフレットの配布等による正確で適切な情報を提供したり、病気にかかわる人の思いや願いを聞く機会を提供したりするなどの取組が求められます。そして、その中で、病気や患者・感染者・回復者及びその家族等に対しての自分自身の考え方や生活の在り方を振り返ることが大切です。

## 第8節 刑を終えて出所した人の人権に関する教育

### 1 現状と課題

平成20(2008)年6月、「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」を整理・統合した「更生保護法」が施行されました。これにより、国の責務として、保護観察官らの指導や監督の権限が強化される一方で、住居、就業等生活環境の調整を行うなど受刑者等の円滑な社会復帰が図られてきました。

鳥取県においても、法務省が毎年7月に地域住民の理解と参加を得て実施している「社会を明るくする運動」等の啓発活動を通して、地域社会における偏見や差別意識の解消に向けた意識啓発を図るとともに、保護司をはじめとする地域の人々の協力を得ながら、保護観察や生活環境調整等を実施してきました。

一方、刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見・差別意識が存在しており、就職や住居の確保が困難になったり、中には悪意のある噂が流布されたりするなどの問題が起きており、刑を終えて出所した人の社会復帰は極めて厳しい状況にあります。

### 2 人権を保障するために

刑を終えて出所した人の社会復帰に向け、保護観察所等の国の機関によるものをはじめ、保護司や各種民間ボランティア、雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって様々

な支援が行われています。

刑を終えて出所した人の人権に関する学習を行う際には、様々にある偏見や差別が、刑を終えて出所した人の人権に関する問題のとらえ方にどのように影響しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。

### (1) 学校教育

学校教育において、刑を終えて出所した人の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要があります。教職員は、刑を終えて出所した人にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受けとめながら、必要な支援を行っていくことが大切です。

### (2) 社会教育

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、地域社会にある偏見や差別意識の解消に向けた取組を進め、すべての人が社会での役割を持ち、重要な意味ある存在として関わり合いを持ちながら生活していることを認識し、豊かな人間関係を築くことが大切です。

## 第9節 犯罪被害者等の人権に関する教育

### 1 現状と課題

平成17(2005)年4月、「犯罪被害者等基本法」\*が施行されるとともに、同年12月には犯罪被害者等基本計画が策定されました(同計画は、平成23(2011)年3月に第2次計画に改定)。これにより、①損害回復・経済的支援、②精神的・身体的被害の回復・防止、③刑事手続への関与拡充、④支援等のための体制整備、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保の5点を重点課題としながら、犯罪被害者等のための施策が総合的に推進されてきました。

鳥取県においても、平成20(2008)年6月、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」を制定し、平成21(2009)年3月には犯罪被害者等の具体的支援策を盛り込んだ「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」を策定し、犯罪被害者等のための施策が総合的に推進されてきました。

一方、マスメディアによる行き過ぎた報道によるプライバシーの権利の侵害や名誉毀損、私生活の平穏の侵害等の問題に加え、身近な周囲の人たちから中傷や興味本位の質問を受けたり、あるいは、まったくの善意から、しかし不用意にかけられる「励まし」等の言葉により余計に傷付けられるといった問題もあります。また、犯罪被害者等は、その置かれた状況から、自ら被害を訴えることが困難であったり、裁判の進行に伴う物的・心的負担が重く、泣き寝入りせざるを得なかったりする 경우가少なくないという問題もあります。

\*この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った人及びその家族又は遺族をいう。

### 2 人権を保障するために

犯罪被害者等への支援に当たっては、県と市町村が連携しながら、犯罪被害者等の置かれた環境や心身の状況に精通した専門家(臨床心理士等)の確保及び紹介、支援制度に関する情報提供、犯罪被害者等支援に携わる者への研修、犯罪被害者等問題に関する調査研究等に取り組むことが大切です。

また、犯罪被害者等の権利や尊厳が損なわれることなく、適切な支援を受けられる環境が整っていることが重要であり、学校や地域社会における理解を深めることが大切です。

## (1) 学校教育

学校教育において、犯罪被害者等の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要があります。教職員は、犯罪被害者等にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受けとめながら、必要な支援を行っていくことが大切です。

また、犯罪被害者等の人権について学習する際には、刑事手続きへの参加の在り方、マスメディアの取材や報道の在り方等に関わる学習の中に適切に位置づけることが大切です。

## (2) 社会教育

各種広報媒体を活用した啓発、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）を中心とした広報活動や講演会等を通して、社会全体で被害者を支援していくという県民意識を醸成することが大切です。

## 第10節 性的マイノリティの人権に関する教育

### 1 現状と課題

性的マイノリティとは、性同一性障がい者等の性自認に関して少数者である人、同性愛者や両性愛者等の性的指向\*に関して少数派である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人等を指します。

性同一性障がいとは、生物学的な性（身体の性）と性自認（心の性）が一致しない状態を言います。この障がいのある人は、自分の身体の性への強い嫌悪感に苦しむとともに、社会の無理解と環境の未整備に悩まされてきました。この障がいは、世界保健機関（WHO）の定める国際疾病分類に位置付けられ、国内では、日本精神神経学会が平成9（1997）年に策定した「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」において医療の対象とされ、性別適合手術等の治療が行われています。

性的指向は、恋愛感情等の性的意識がどの性（異性、同性、両性）に向かうのかという、人間の性に関わる意識や感覚であり、人によって同じではありません。異性愛でない場合は「性的異常」として誤って受け止められていた時代もありましたが、今日では性的指向の一つとして受け入れられるべきものと考えられています。

平成20（2008）年、国連総会で「人権と性的指向・性自認に関する声明」が提出されました。この声明は、性的指向や性自認による差別を行わない原則を確認し、すべての人の人権の促進と保護を訴えており、欧州連合を中心とする66の国々によって共同提出され、日本政府も支持しています。また、日本政府は、平成20（2008）年の国連人権理事会による「性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃するための措置を講じること」との勧告に対して同意するとしています。

こうした国際的な理解の広まりの中、性的指向について、同性結婚、又は同性カップルに夫婦に準じる権利を法的に認める国も少なくありません。国内では、平成14（2002）年に国会に提出された「人権擁護法案」、平成17（2005）年に提出された「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」において、性的指向による差別を禁止し、被害の救済を行うことが盛り込まれました。（いずれの法案も廃案）

現在、学校や地域での学習等を通して性的マイノリティについて理解され始め、これを理由とした差別的取扱いは不当であるという認識が広がりつつあります。しかし、特に性同一性障がいに関して、診察や治療が受けられる医療機関数が限られている（鳥取県には専門的な治療を受けられる医療機関がない）など、医療福祉面における問題が生じています。

\* sexual orientation の訳。客観的に方向性を表す「指向」を用い、好みを表す「嗜好」、意志を含めた「志向」と

区別する。

## 2 人権を保障するために

性同一性障がいについて、従前の法制では、家庭裁判所へ申し立てることによって、自認した性に見合った名前への変更が認められてきましたが、「性別」自体の訂正は認められていませんでした。しかし、平成16(2004)年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下「性同一性障害者特例法」)」により、性別適合手術を終えるなどの要件を満たすことで戸籍上の性別変更が可能となりました。その後、「現に子がいないこと」などの戸籍変更要件についても妥当性が議論され、平成20(2008)年の改正により、「現に未成年の子がいないこと」と緩和されました。

鳥取県では、平成17(2005)年まで数次にわたり、申請書等において人権に配慮することを目的に、各種申請の記載事項(性別、本籍、学歴等)及び添付書類(住民票、戸籍謄本等)について見直しを行い、不必要なものを求めることを取り止め、「性別」等についても不必要なものは記載を求めないようにしてきました。県内の市町村でも、同様に各種申請書等の公文書について不必要な「性別」等の記載を省略するよう取り組まれつつあります。

性的マイノリティは、少数派であるがために誤解や偏見にさらされ、場合によっては昇進が妨げられたり、職場を追われたりすることさえあります。こういった社会状況により、性的マイノリティ自身が自尊感情をもてない、自己決定、自己選択できないなど様々な問題が生じています。そのため、様々なある偏見や差別が、性的マイノリティの人権に関する問題にどのように影響しているのかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。

### (1) 学校教育

性教育を通じて、人間の性を人格の基本的な部分として総合的にとらえ、科学的認識を深めるとともに、生命尊重、人間尊重の精神に基づき、多様な性の在り方について、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身につけ、望ましい行動がとれるようにすることが重要です。その際、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが大切です。

また、性的マイノリティの児童生徒は、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、家族にも相談できないなど、心身への負担が過大なものとなることが心配されます。特に思春期は、身体的には生殖にかかわる機能が成熟し、精神的には自己形成の時期であることから、より深刻な状況に陥ることも考えられます。そのため、児童生徒の不安や悩みをしっかり受け止め、児童生徒の立場に立って、個別の事案に応じてきめ細やかに対応することが必要です。学級担任や管理職をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラーなど、教職員等がそれぞれの立場から協力して対応すること、また、必要に応じて関係医療機関等と連携することが重要です。その際、保護者の意向に配慮しつつ、児童生徒の実情を把握し、その心情に十分配慮して対応することが大切です。

### (2) 社会教育

嫌がらせや侮辱的な言動、雇用における障壁等、具体的な問題を通して自分自身や周りの人たちとの関係をふりかえり、様々なある偏見や差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考える教育実践を積み重ねていくことが大切です。また、安心して保健、医療、福祉並びに行政のサービスを受けることができ、権利が保障されるために、関係機関従事者等の認識を深めるとともに、地域、職場での理解を図るようにすることも大切です。

## 第11節 非正規雇用等による生活困難者の人権に関する教育

### 1 現状と課題

経済のグローバル化が一層進む中で産業構造が大きく変化し、労働者派遣制度の対象事業の拡大による非正規雇用の増加等、従来型の雇用慣行の見直しが急速に進んできました。昨今では、厳しい経済情勢から、派遣労働者の解雇や雇止め等非正規労働者の離職やいわゆるワーキングプアが急増し、社会的に大きな問題となっています。

鳥取県においても、平成20(2008)年から生活保護の申請件数が大幅に増加し、失業やなかなか仕事が見つからないといった理由からの申請も増えています。また、現下の雇用情勢では、生活保護からの自立がいつそう困難になってきているのが実情です。

こういった生活困難に直面している人々が生活に困窮しないよう、雇用施策と福祉施策が相まってセーフティネットとして機能し、自立を支援することが重要です。

### 2 人権を保障するために

離職や就職困難な状態に陥ることなどにより経済的な生活困難に直面した人については、早期就労に結びつくよう相談対応、職業訓練の斡旋等の支援が様々に行われています。また、生活保護受給者に対しては、一人ひとりの実態に応じた生活保障及び自立支援の取組が行われています。

経済的な生活困難に直面した人の人権に関する学習を行う際には、社会における企業の役割と責任、社会保障等において国や地方公共団体が果たしている役割について考え、経済に関する課題を解決しようとする態度を育成することが大切です。併せて、様々にある偏見や差別が、非正規雇用等による生活困難者の人権に関する問題にどのように影響しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。

#### (1) 学校教育

学校教育において、経済的な生活困難に直面した人の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要があります。教職員は、経済的な生活困難に直面した人にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受けとめながら、必要な支援を行っていくことが大切です。

また、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質と関連づけながら理解を深めることが大切です。さらに、社会保障の充実等において国や地方公共団体が果たしている役割について理解を深め、これからの福祉社会のめざすべき方向について考えることが大切です。

#### (2) 社会教育

社会教育では、身近で具体的な事例を取り上げながら、企業が消費者や株主・従業員の利益の増進のために担っている役割について理解を深めるとともに、雇用施策・福祉施策の在り方について考えることが大切です。

## 第12節 プライバシーの権利に関する教育

### 1 これまでの取組

昨今の情報処理及び通信の技術革新を背景とした情報化社会の進展により、情報はますます大量、



広範囲に収集、蓄積、利用、提供されています。

民間部門においては、電子商取引の進展、顧客サービスの高度化等が実現され、公的部門においても、多様化する行政需要に的確に対応するとともに事務事業を効率化し、行政サービスを向上させるため、コンピュータによる各種情報の処理、集積が必要不可欠であり、電子政府・電子自治体の構築が進んでいます。

情報化社会は、生活に豊かさと便利さがもたらされるという側面が注目されますが、その反面、個人の情報が本人の知らない間に広範かつ体系的に収集、利用され、また、伝達速度が非常に速く、伝達範囲が広範囲なため、情報漏洩等による被害も大規模となるという側面にも留意する必要があります。

これまでの取組の中からも、様々な身元調査や、就職時におけるいわゆる社用紙\*などの社会慣行が、人々の予断や偏見と結びつき、社会的差別の原因となるおそれがあることが明らかになってきました。

このような社会の状況により、プライバシーの権利に対する関心が高まってきました。学校、地域社会等においては、児童生徒やPTA会員、住民の名簿、学校における家庭状況票等の記載項目や活用方法の見直しを図ってきました。

\*雇用主が独自に作成する応募用紙。作成する場合は、応募者の適性・能力に関係のない事項を含めないように留意することが求められる。

## 2 プライバシーの権利について

### (1) プライバシーの権利の定義

プライバシーの権利は、当初「ひとりで居させてもらいたいという権利」として、個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせないという自由権の意味で把握されました。

さらに、情報化社会の進展に伴い、「自己に関する情報をコントロールする権利」としてとらえられ、自由権的側面のみならず、プライバシーの保護を公権力に対して積極的に請求するという側面が重視されるようになっていきます。

また、プライバシーの権利は、広義には、個人的事柄を自ら決定することができるという自己決定権を含むものとして定義される場合もあり、このような権利は、一人ひとりの人権を尊重する意識と実践によって守られるものです。

### (2) 個人情報の保護について

プライバシーの権利を保障していく上で、特に個人情報の保護は重要です。平成15(2003)年に制定された「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」とする)」は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定するもので、国、地方公共団体の持っている個人情報の保護の基本方針を定めたのはもちろん、国民の膨大な個人情報を取り扱う事業者に関し具体的な規制を行うものです。また、「個人情報保護法」と同時に、国の行政機関や独立行政法人等において取り扱われる個人情報についての保護措置を定めた法律も制定されています。鳥取県内においても、県及び全ての市町村が「個人情報保護条例」を制定し、それぞれが扱う個人情報等の保護を図ってきました。加えて、県及び市町村職員には、地方公務員法等に定められた守秘義務等の規定により、秘密の保持等が義務づけられており、個人情報の保護が図られています。さらに、県の情報システムや県が取り扱う電子データなどの機密の保持、正確性や完全性の維持、適正な使用を図るための物理的及び人的な対策が掲げられた「鳥取県情報セキュリティ基本方針」も定められています。

### 3 プライバシーの権利に関する課題について

日常会話の中で、うわさや憶測、無責任な情報が流されていることがあります。心当たりのないところから商品の購入等を勧めるメールやはがきを送られたり、架空請求されるなど、住所や氏名、年齢等が勝手に公開されていると推測されたりする状況があります。また、顧客データの大量流出、個人情報管理の問題があることが指摘されるなど様々な問題が起こっており、その対応が行われています。

プライバシーの権利に関する問題についてはいろいろな分類方法がありますが、問題の態様により分類すると、以下の4類型に整理することができます。なお、法令で承認されたり正当な業務上の行為であったりする場合、あるいは当事者が事前に承諾した場合などは、不法行為とはなりません。

#### (1) 私生活面に対して侵入する行為

- ① 直接住居またはこれに準じる場所に侵入する行為
- ② のぞき見
- ③ 盗聴器の設置
- ④ 私宅に繰り返ししつこく電話をかけてくる
- ⑤ 私宅に向かって拡声器などで怒鳴りたてる など

#### (2) 他人に知られたくない以下のような私的事項を勝手に公開する行為

- ① 他人に知られたくない私生活上の事実  
夫婦関係、家族関係、家族の健康状態、異性関係等
- ② 他人に知られたくない自己に関する情報
  - ア 個人の生命、身体に関する事項  
健康状態、臓器移植、病歴、障がいの有無や程度、身体的特徴、血液検査・DNA鑑定結果等
  - イ 国籍や戸籍事項・住民票・外国人登録に関する事項  
国籍、本籍、住所、氏名、生年月日、続柄、筆頭者、世帯主等
  - ウ 経歴や生活に関する事項  
学歴、職歴、職業、犯罪歴、勤務先、電話番号、学業成績、宛名人以外のものが行う信書や郵便物の開封等
  - エ 財産等に関する事項  
所得、資産状況、納税関係、信用情報、破産等
  - オ 個人の精神に係る事項  
支持政党、信仰、思想、信条等

#### (3) 真実と相違する内容と誤認される表現方法で公表する行為

- ① 無責任な噂
- ② 真実でない事実
- ③ 読者の興味を引くため、真実と虚偽の事実とを混ぜ合わせた文章等

#### (4) 氏名や肖像などを勝手に営利目的に使用する行為

### 4 人権を保障するために

#### (1) 学校教育

学校教育においては、児童生徒のプライバシーの権利に関する学習機会を充実することと児童生

徒の個人情報を適正に取り扱うことが大切です。

学校生活を通して、また、教科学習において児童生徒の実態に応じた学習を展開し、自己のプライバシーの権利とともに他者のプライバシーの権利を尊重するための知識・技能・態度を育てることが大切です。また、教育活動を進めていく上で、児童生徒に係る個人情報は不可欠ですが、教職員と児童生徒・保護者間の信頼関係を築いた上で、児童生徒及び家族の生活をしっかりとらえ、教育活動に生かすことが必要です。

## (2) 社会教育

社会教育においては、市町村等が実施している小地域懇談会等の研修の機会に、プライバシーの権利に関する内容を取り上げ、学習活動を行うことが大切です。また、個人情報の保護が図られるためには、県民がお互いのプライバシーを権利として尊重する意識が重要で、学習活動を通して自らの人権感覚を磨き、自他のプライバシーの尊重を心がけることが求められます。

### 第13節 インターネットにおける人権に関する教育

#### 1 現状と課題

情報発信技術の飛躍的な発展により、パソコンや携帯電話等によるインターネットが急速に普及し、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しました。

一方、インターネットによる情報の受発信の容易性や匿名性から、倫理観の欠如した無責任な情報発信、差別や差別助長行為、プライバシーの権利の侵害、誹謗中傷による名誉毀損やいじめ、児童ポルノ（児童をポルノグラフィの被写体とするもの）の流通による性的児童虐待等が発生しています。

これらのインターネットにおける問題は、情報が瞬時に広範囲に広がることから影響が大きく、深刻な人権問題となっています。そのため、情報の進展が社会にもたらす影響について知らせ、プライバシーの権利の尊重、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラル\*についての教育や啓発、プロバイダや管理者等関係者の対応、インターネット利用環境の整備等の取組が重要になってきました。

また、大人の目の届かないところで、ウェブサイトやブログ、掲示板により、自ら情報を受発信することを楽しんでいる子どもたちもいることから、学校の指導だけでは不十分です。

\*情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

#### 2 人権を保障するために

インターネットでプライバシーの権利の侵害や名誉毀損等があったとき、被害者は、プロバイダ等に対し、情報発信者の名前や住所等の情報を開示請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができるなど、被害者が救済されることを目的に、平成14(2002)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」という)」が施行されました。また、平成21(2009)年、実際に削除を行うプロバイダや、学校関係者等を支援するため、「プロバイダ責任制限法」や各種ガイドラインなどについての相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」が設置されました。

また、小・中学生等の青少年のインターネット利用が年々増加している一方、学校裏サイトなどにおける誹謗中傷の書き込みなどにより子どもが加害者や被害者になったり、金銭の不当請求や個人情報の無断転写といったトラブルに巻き込まれたりする事案も発生しています。そうした状況を踏まえ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を平成21(2009)

年から施行し、インターネット関係事業者にフィルタリング\*の提供を義務化するなど、対策に取り組んできました。

鳥取県においては、平成21(2009)年に「鳥取県青少年健全育成条例」を一部改正し、インターネット上の有害情報への対応を強化しました。

鳥取県教育委員会では、メディアの送り手を含めた関係団体等で組織する協議会及びNPO法人等と連携し、研究集会や草の根的な学習会を実施し、地域や保護者の啓発に取り組んできました。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、「情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知らせ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る」としています。

\*インターネット上の見せたくない内容、与えたくない情報を含むサイトを閲覧できないようにすること。

### (1) 学校教育

学校教育においては、児童生徒一人ひとりに、情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成することが重要です。併せて、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避等情報を正しく安全に利用できることなどの情報モラルを、児童生徒の発達段階を踏まえながら育成することが大切です。また、児童生徒のインターネットの使い方の変化を踏まえ、教職員はその実態や影響にかかわる最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが重要です。

### (2) 社会教育

社会教育においては、市町村等が実施している小地域懇談会を有効に活用するなど、家庭、地域、職場等あらゆる場を通じてインターネットにおける人権に関する内容を取り上げ、学習活動を行うことが大切です。プライバシーの権利について理解することはもとより、インターネットの特性とその影響を具体的事例等も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法等について理解を深めることが重要です。